第2次札幌市子どもの読書活動推進計画

~ 恵まれた自然と豊かな読書が育む札幌の子どもたち ~



平成22年(2010年)9月 札 幌 市

計画の策定にあたって



子どもは本を読み、映像や画像のない「文字」を読み取ることによって、自ら考える力、豊かな創造力、表現力などを身に付けます。また、多くの文章にふれることによって、それまで体験できなかった未知の世界を体験し、その感動を深く心に刻みます。そして子どもはこれらの体験を通して、人に対する思いやりや、人生の困難に出会ったときの生きる力を得ます。

このように、私たちが子どもたちの健やかな成長を願うとき、本を読むということの価値・重要性を認識せずにはいられません。これからの札幌のまちづくりを担う大切な子どもたちが様々な文化を理解し、人生をより深く生きる力を身に付けられるよう、子どもの読書活動の推進に社会全体で取り組んでいく必要があります。

札幌市は、平成17年6月に「札幌市子どもの読書活動推進計画」を策定し、 子どもに自ら読書の楽しさに気付いてもらうため、家庭・地域、図書館、学校 等が協力して、読書の様々な機会の提供と環境の整備を進めてまいりました。

このたび、第1次計画の基本的な考え方を引き継ぐとともに、これまでの取組の成果や課題を検証し、さらに市民の方々からの意見を反映させ、「第2次札幌市子どもの読書活動推進計画」を策定いたしました。

第2次計画では、子どもの発達段階に応じて、それぞれの興味・関心を尊重 しながら、子どもたちが自然に読書に親しみ、進んで読書習慣を身に付けるこ とができるよう、引き続き、家庭・地域、図書館、学校等を通じた社会全体で の取組を進めてまいります。

子どもの読書活動に取り組まれている関係者はもとより、多くの市民の方々にこの計画の趣旨をご理解いただき、計画の着実な推進のため、共に手を携えて歩んでいただくことをお願い申し上げます。

平成22年9月

札幌市長 上田 文雄

目 次

第1節 計画策定の経過 1 1 社会的背景 1 2 子どもの読書活動の現状 2 3 国及び北海道の動向 3 第2節 第1次計画(平成17~21年度)の成果と課題 4 第2章 第2次計画の基本的な考え方 6 1 基本日標 6 3 計画の位置づけ 6 4 計画の期間 7 5 計画の指標 7 第1節 家庭・地域における活動の推進 8 (1) 家庭託書・砂管及・容発 8 (2) 図書館子ども向けホームページによる情報発信 9 (1) 家庭託書・びきら向けホームページによる情報発信 9 (2) 子育でサロンや保育所開放における読書活動 10 (3) 児童会館における読書活動の推進 9 (4) 読み関かせボランティアの研修 10 (5) 学校図書・館の中地域開放の促進 10 (6) 絵本基金 「子ども未来定」 11 (7) 原数との連携 13 (4) 禁ひとの連携 13 (4) 学校との連携 13 (5) 児童図書の充実と職員の資質の向上 14 (6) 図書館「報の発信 14 (7) 障がいのある子どもたちへのより充実した対応 14 (6) 図書館村報の発信 15 (6) 図書館村の公立図書館との連携 15 (9) 他の公立図書館との連携 15 (9) 他の公立図書館との連携 15 (10 再利用図書の無償 15	第1章	计	画の策定にあたって
2 子どもの読書活動の現状 2 3 国及び北海道の動向 3 第2節 第1次計画(平成17~21年度)の成果と課題 4 第2章 第2次計画の基本的な考え方 6 1 基本目標 6 2 基本方針 6 3 計画の位置づけ 6 4 計画の期間 7 5 計画の指標 7 第1節 家庭・地域における活動の推進 8 1 家庭における活動の推進 8 (1) 家庭読書の普及・啓発 8 (2) 図書館子ども向けホームページによる情報発信 9 2 地域における活動の推進 9 (1) 絵本とふれあう機会の充実 9 (2) 子育でサロンや保育所開放における読書活動 10 (3) 児童会館における活動の推進 10 (4) 読み関かせボランティアの研修 10 (5) 学校図書館の地域開放の促進 10 (6) 絵本基金「子ども未来文庫」 11 (7) 児童会館等での学習図書の充実 12 (1) 子ども向け行事の充実 12 (2) 中学生・高校生向けサービスの充実 13 (3) ボランティア団体との連携 13 (4) 学校との連携 13 (5) 児童図書の充実と職員の資質の向上 14 (6) 図書館情報の発信 14 (7) 障がいのある子どもたちへのより充実した対応 14 (6) 図書館情報の企業 15 (6) 図書館情報の企業 15	第1	節	計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第2節 第1次計画(平成17~21年度)の成果と課題 第2章 第2次計画の基本的な考え方 1 基本目標 6 2 基本方針 6 3 計画の位置づけ 6 4 計画の期間 7 5 計画の指標 7 5 計画の指標 7 5 計画の指標 8 1 家庭における活動の推進 8 1 家庭における活動の推進 8 (1) 家庭読書の普及・啓発 8 (2) 図書館子ども向けホームページによる情報発信 9 2 地域における活動の推進 9 (1) 絵本とふれあう機会の充実 9 (2) 子育でサロンや保育所開放における読書活動 10 (3) 児童会館における読書活動 10 (4) 読み関かせボランティアの研修 10 (5) 学校図書館の地域開放の促進 10 (6) 絵本基金「子ども未来文庫」 11 (7) 児童会館等での学習図書の充実 12 (1) 子ども向け行事の充実 12 (2) 中学生・高校生向けサービスの充実 12 (2) 中学生・高校生向けサービスの充実 13 (3) ボランティア団体との連携 13 (4) 学校との連携 13 (5) 児童図書の充実と職員の資質の向上 14 (6) 図書館情報の発信 14 (7) 障がいのある子どもたちへのより充実した対応 14 (8) 外国語図書の収集 15 (9) 他の公立図書館との連携 15		1	社会的背景····································
第2節 第1次計画(平成17~21年度)の成果と課題 第2章 第2次計画の基本的な考え方 1 基本目標 6 2 基本方針 6 3 計画の位置づけ 6 4 計画の期間 7 5 計画の指標 7 5 計画の指標 7 5 計画の指標 8 1 家庭における活動の推進 8 1 家庭における活動の推進 8 (1) 家庭読書の普及・啓発 8 (2) 図書館子ども向けホームページによる情報発信 9 2 地域における活動の推進 9 (1) 絵本とふれあう機会の充実 9 (2) 子育でサロンや保育所開放における読書活動 10 (3) 児童会館における読書活動 10 (4) 読み関かせボランティアの研修 10 (5) 学校図書館の地域開放の促進 10 (6) 絵本基金「子ども未来文庫」 11 (7) 児童会館等での学習図書の充実 12 (1) 子ども向け行事の充実 12 (2) 中学生・高校生向けサービスの充実 12 (2) 中学生・高校生向けサービスの充実 13 (3) ボランティア団体との連携 13 (4) 学校との連携 13 (5) 児童図書の充実と職員の資質の向上 14 (6) 図書館情報の発信 14 (7) 障がいのある子どもたちへのより充実した対応 14 (8) 外国語図書の収集 15 (9) 他の公立図書館との連携 15		2	子どもの読書活動の現状2
第2章 第2次計画の基本的な考え方 6 1 基本目標 6 2 基本方針 6 3 計画の位置づけ 6 4 計画の期間 7 5 計画の指標 7 第3章 子どもの読事活動が推進 8 (1) 家庭: おける活動の推進 8 (1) 家庭: おける活動の推進 9 (2) 図書館子ども向けホームページによる情報発信 9 (1) 絵本とふれあう機会の充実 9 (2) 子育てサロンや保育所開放における読書活動 10 (3) 児童会館における読書活動 10 (4) 読み開かせボランティアの研修 10 (5) 学校図書館の地域開放の促進 10 (6) 絵本基金「子ども未来文庫」 11 (7) 児童会館等での学習書の充実 11 第2節 図書館における活動の推進 12 (1) 子ども向け行事の充実 12 (2) 中学生・高校生向けサービスの充実 13 (3) ボランティア団体との連携 13 (4) 学校との連携 13 (5) 児童図書の充実と職員の資質の向上 14 (6) 図書館情報の発信 14 (7) 障がいのある子どもたちへのより充実した対応 14 (8) 外国語図書の収集 15 (9) 他の公立図書館との連携 15 (10 再利用図書の無償譲渡 15		3	国及び北海道の動向3
第2章 第2次計画の基本的な考え方 6 1 基本目標 6 2 基本方針 6 3 計画の位置づけ 6 4 計画の期間 7 5 計画の指標 7 第3章 子どもの読事活動が推進 8 (1) 家庭: おける活動の推進 8 (1) 家庭: おける活動の推進 9 (2) 図書館子ども向けホームページによる情報発信 9 (1) 絵本とふれあう機会の充実 9 (2) 子育てサロンや保育所開放における読書活動 10 (3) 児童会館における読書活動 10 (4) 読み開かせボランティアの研修 10 (5) 学校図書館の地域開放の促進 10 (6) 絵本基金「子ども未来文庫」 11 (7) 児童会館等での学習書の充実 11 第2節 図書館における活動の推進 12 (1) 子ども向け行事の充実 12 (2) 中学生・高校生向けサービスの充実 13 (3) ボランティア団体との連携 13 (4) 学校との連携 13 (5) 児童図書の充実と職員の資質の向上 14 (6) 図書館情報の発信 14 (7) 障がいのある子どもたちへのより充実した対応 14 (8) 外国語図書の収集 15 (9) 他の公立図書館との連携 15 (10 再利用図書の無償譲渡 15			
1 基本目標 6 2 基本方針 6 3 計画の位置づけ 6 4 計画の期間 7 5 計画の指標 7 7 第3章 子どもの読証が計画のための方策 第1節 家庭・地域における活動の推進 8 1 家庭における活動の推進 8 (1) 家庭読書の普及・啓発 8 (2) 図書館子ども向けホームページによる情報発信 9 2 地域における活動の推進 9 (1) 絵本とふれあう機会の充実 9 (2) 子育てサロンや保育所開放における読書活動 10 (3) 児童会館における読書活動 10 (3) 児童会館における読書活動 10 (4) 読み関かせボランティアの研修 10 (5) 学校図書館の地域開放の促進 10 (6) 絵本基金「子ども未来文庫」 11 (7) 児童会館等での学習図書の充実 11 (7) 児童会館等での学習図書の充実 11 (7) 児童会館等での学習図書の充実 12 (2) 中学生・高校生向けサービスの充実 13 (3) ボランティア団体との連携 13 (4) 学校との連携 13 (4) 学校との連携 13 (5) 児童図書の充実と職員の資質の向上 14 (6) 図書館情報の発信 14 (7) 障がいのある子どもたちへのより充実した対応 14 (8) 外国語図書の収集 15 (9) 他の公立図書館との連携 15 (10) 再利用図書の無質譲渡 15	第2	節	第 1 次計画(平成 17~21 年度)の成果と課題・・・・・・・・4
2 基本方針 6 3 計画の位置づけ 6 4 計画の期間 7 5 計画の指標 7 7 5 計画の指標 7 7 5 計画の指標 7 7 第3章 子どもの読書活動推進のための方策 第1節 家庭・地域における活動の推進 8 1 家庭における活動の推進 8 (1) 家庭読書の普及・啓発 8 (2) 図書館子ども向けホームページによる情報発信 9 2 地域における活動の推進 9 (1) 絵本とふれあう機会の充実 9 (2) 子育でサロンや保育所開放における読書活動 10 (3) 児童会館における読書活動 10 (3) 児童会館における読書活動 10 (4) 読み聞かせボランティアの研修 10 (5) 学校図書館の地域開放の促進 10 (6) 絵本基金「子ども未来文庫」 11 (7) 児童会館等での学習図書の充実 11 (7) 児童会館等での学習図書の充実 11 (7) 児童会館等での学習図書の充実 12 (2) 中学生・高校生向けサービスの充実 13 (3) ボランティア団体との連携 13 (4) 学校との連携 13 (4) 学校との連携 13 (5) 児童図書の充実と職員の資質の向上 14 (6) 図書館情報の発信 14 (7) 障がいのある子どもたちへのより充実した対応 14 (8) 外国語図書の収集 15 (9) 他の公立図書館との連携 15 (10) 再利用図書の無償譲渡 15	第2章	第	2 次計画の基本的な考え方
3 計画の位置づけ 6 4 計画の期間 7 5 計画の指標 7 7 計画の指標 7 7 第3章 子どもの詩書活動推進のための方策 第1節 家庭・地域における活動の推進 8 1 家庭読書の普及・啓発 8 (2) 図書館子ども向けホームページによる情報発信 9 2 地域における活動の推進 9 (1) 絵本とふれあう機会の充実 9 (2) 子育でサロンや保育所開放における読書活動 10 (3) 児童会館における読書活動 10 (3) 児童会館における読書活動 10 (4) 読み聞かせボランティアの研修 10 (5) 学校図書館の地域開放の促進 10 (6) 絵本基金「子ども未来文庫」 11 (7) 児童会館等での学習図書の充実 11 第2節 図書館における活動の推進 12 1 子ども向け行事の充実 11 第2節 図書館における活動の推進 12 1 子ども向け行事の充実 12 中学生・高校生向けサービスの充実 13 ボランティア団体との連携 13 (4) 学校との連携 13 (5) 児童図書の充実と職員の資質の向上 14 (6) 図書館情報の発信 14 (7) 障がいのある子どもたちへのより充実した対応 14 (8) 外国語図書の収集 15 (9) 他の公立図書館との連携 15 (10) 再利用図書の無償譲渡 15	1	基	
4 計画の期間 7 5 計画の指標 7 7 第3章 子どもの詩書活動推進のための方策 第1節 家庭・地域における活動の推進 8 1 家庭読書の普及・啓発 8 (2) 図書館子ども向けホームページによる情報発信 9 2 地域における活動の推進 9 (1) 絵本とふれあう機会の充実 9 (2) 子育でサロンや保育所開放における読書活動 10 (3) 児童会館における読書活動 10 (4) 読み聞かせボランティアの研修 10 (5) 学校図書館の地域開放の促進 10 (6) 絵本基金「子ども未来文庫」 11 (7) 児童会館等での学習図書の充実 11 (7) 児童会館等での学習図書の充実 11 第2節 図書館における活動の推進 12 子ども向け行事の充実 12 中学生・高校生向けサービスの充実 13 ボランティア団体との連携 13 (4) 学校との連携 13 (4) 学校との連携 13 (5) 児童図書の充実と職員の資質の向上 14 (6) 図書館情報の発信 14 (7) 障がいのある子どもたちへのより充実した対応 14 (8) 外国語図書の収集 15 (9) 他の公立図書館との連携 15 (10) 再利用図書の無償譲渡 15	2		
5 計画の指標 7 第3章 子どもの読書活動推進のための方策 第1節 家庭・地域における活動の推進 8 1 家庭における活動の推進 8 (1) 家庭読書の普及・啓発 8 (2) 図書館子ども向けホームページによる情報発信 9 (1) 絵本とふれあう機会の充実 9 (2) 子育てサロンや保育所開放における読書活動 10 (3) 児童会館における読書活動 10 (4) 読み聞かせボランティアの研修 10 (5) 学校図書館の地域開放の促進 10 (6) 絵本基金「子ども未来文庫」 11 (7) 児童会館等での学習図書の充実 11 (7) 児童会館等での学習図書の充実 12 (1) 子ども向け行事の充実 12 (2) 中学生・高校生向けサービスの充実 13 (3) ボランティア団体との連携 13 (4) 学校との連携 13 (5) 児童図書の充実と職員の資質の向上 14 (6) 図書館情報の発信 14 (7) 障がいのある子どもたちへのより充実した対応 14 (8) 外国語図書の収集 15 (9) 他の公立図書館との連携 15 (10) 再利用図書の無償譲渡 15	3		
第1節 家庭・地域における活動の推進・ 8 1 家庭における活動の推進・ 8 (1) 家庭読書の普及・啓発・ 8 (2) 図書館子ども向けホームページによる情報発信・ 9 2 地域における活動の推進・ 9 (1) 絵本とふれあう機会の充実・ 9 (2) 子育てサロンや保育所開放における読書活動・ 10 (3) 児童会館における読書活動・ 10 (4) 読み関かせボランティアの研修・ 10 (5) 学校図書館の地域開放の促進・ 10 (6) 絵本基金「子ども未来文庫」 11 (7) 児童会館等での学習図書の充実・ 11 (7) 児童会館等での学習図書の充実・ 12 (1) 子ども向け行事の充実・ 12 (2) 中学生・高校生向けサービスの充実・ 13 (3) ボランティア団体との連携・ 13 (4) 学校との連携・ 13 (5) 児童図書の充実と職員の資質の向上・ 14 (6) 図書館情報の発信・ 14 (7) 障がいのある子どもたちへのより充実した対応・ 14 (8) 外国語図書の収集・ 15 (9) 他の公立図書館との連携・ 15	4		
第1節 家庭・地域における活動の推進81 家庭における活動の推進8(1) 家庭読書の普及・啓発8(2) 図書館子ども向けホームページによる情報発信92 地域における活動の推進9(1) 絵本とふれあう機会の充実9(2) 子育てサロンや保育所開放における読書活動10(3) 児童会館における読書活動10(4) 読み聞かせボランティアの研修10(5) 学校図書館の地域開放の促進10(6) 絵本基金「子ども未来文庫」11(7) 児童会館等での学習図書の充実11第2節 図書館における活動の推進12(1) 子ども向け行事の充実12(2) 中学生・高校生向けサービスの充実13(3) ボランティア団体との連携13(4) 学校との連携13(5) 児童図書の充実と職員の資質の向上14(6) 図書館情報の発信14(7) 障がいのある子どもたちへのより充実した対応14(8) 外国語図書の収集15(9) 他の公立図書館との連携15(10) 再利用図書の無償譲渡15	5	計	画の指標・・・・・・・・・・・・・・・7
第1節 家庭・地域における活動の推進81 家庭における活動の推進8(1) 家庭読書の普及・啓発8(2) 図書館子ども向けホームページによる情報発信92 地域における活動の推進9(1) 絵本とふれあう機会の充実9(2) 子育てサロンや保育所開放における読書活動10(3) 児童会館における読書活動10(4) 読み聞かせボランティアの研修10(5) 学校図書館の地域開放の促進10(6) 絵本基金「子ども未来文庫」11(7) 児童会館等での学習図書の充実11第2節 図書館における活動の推進12(1) 子ども向け行事の充実12(2) 中学生・高校生向けサービスの充実13(3) ボランティア団体との連携13(4) 学校との連携13(5) 児童図書の充実と職員の資質の向上14(6) 図書館情報の発信14(7) 障がいのある子どもたちへのより充実した対応14(8) 外国語図書の収集15(9) 他の公立図書館との連携15(10) 再利用図書の無償譲渡15	第3章	i 子	どもの読 書 活動推進のための方策
1 家庭における活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	笙 1		
(1) 家庭読書の普及・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	カ リ		
(2) 図書館子ども向けホームページによる情報発信 9 地域における活動の推進 9 (1) 絵本とふれあう機会の充実 9 (2) 子育てサロンや保育所開放における読書活動 10 (3) 児童会館における読書活動 10 (4) 読み聞かせボランティアの研修 10 (5) 学校図書館の地域開放の促進 10 (6) 絵本基金「子ども未来文庫」 11 (7) 児童会館等での学習図書の充実 11 (7) 児童会館等での学習図書の充実 12 (2) 中学生・高校生向けサービスの充実 12 (2) 中学生・高校生向けサービスの充実 13 (3) ボランティア団体との連携 13 (4) 学校との連携 13 (5) 児童図書の充実と職員の資質の向上 14 (6) 図書館情報の発信 14 (7) 障がいのある子どもたちへのより充実した対応 14 (8) 外国語図書の収集 15 (9) 他の公立図書館との連携 15 (10) 再利用図書の無償譲渡 15			
2 地域における活動の推進 9 (1) 絵本とふれあう機会の充実 9 (2) 子育てサロンや保育所開放における読書活動 10 (3) 児童会館における読書活動 10 (4) 読み聞かせボランティアの研修 10 (5) 学校図書館の地域開放の促進 10 (6) 絵本基金「子ども未来文庫」 11 (7) 児童会館等での学習図書の充実 11 (7) 児童会館等での学習図書の充実 12 (1) 子ども向け行事の充実 12 (2) 中学生・高校生向けサービスの充実 13 (3) ボランティア団体との連携 13 (4) 学校との連携 13 (5) 児童図書の充実と職員の資質の向上 14 (6) 図書館情報の発信 14 (7) 障がいのある子どもたちへのより充実した対応 14 (8) 外国語図書の収集 15 (9) 他の公立図書館との連携 15		\ - <i>r</i>	
(1) 絵本とふれあう機会の充実 9 (2) 子育てサロンや保育所開放における読書活動 10 (3) 児童会館における読書活動 10 (4) 読み聞かせボランティアの研修 10 (5) 学校図書館の地域開放の促進 10 (6) 絵本基金「子ども未来文庫」 11 (7) 児童会館等での学習図書の充実 11 第2節 図書館における活動の推進 12 (1) 子ども向け行事の充実 12 (2) 中学生・高校生向けサービスの充実 13 (3) ボランティア団体との連携 13 (4) 学校との連携 13 (5) 児童図書の充実と職員の資質の向上 14 (6) 図書館情報の発信 14 (7) 障がいのある子どもたちへのより充実した対応 14 (8) 外国語図書の収集 15 (9) 他の公立図書館との連携 15		\/	
(2) 子育てサロンや保育所開放における読書活動 10 (3) 児童会館における読書活動 10 (4) 読み聞かせボランティアの研修 10 (5) 学校図書館の地域開放の促進 10 (6) 絵本基金「子ども未来文庫」 11 (7) 児童会館等での学習図書の充実 11 第2節 図書館における活動の推進 12 (1) 子ども向け行事の充実 12 (2) 中学生・高校生向けサービスの充実 13 (3) ボランティア団体との連携 13 (4) 学校との連携 13 (5) 児童図書の充実と職員の資質の向上 14 (6) 図書館情報の発信 14 (7) 障がいのある子どもたちへのより充実した対応 14 (8) 外国語図書の収集 15 (9) 他の公立図書館との連携 15 (10) 再利用図書の無償譲渡 15			
(3) 児童会館における読書活動 10 (4) 読み聞かせボランティアの研修 10 (5) 学校図書館の地域開放の促進 10 (6) 絵本基金「子ども未来文庫」 11 (7) 児童会館等での学習図書の充実 11 (7) 児童会館等での学習図書の充実 12 (1) 子ども向け行事の充実 12 (2) 中学生・高校生向けサービスの充実 13 (3) ボランティア団体との連携 13 (4) 学校との連携 13 (5) 児童図書の充実と職員の資質の向上 14 (6) 図書館情報の発信 14 (7) 障がいのある子どもたちへのより充実した対応 14 (8) 外国語図書の収集 15 (9) 他の公立図書館との連携 15 (10) 再利用図書の無償譲渡 15		(2)	
(5) 学校図書館の地域開放の促進 10 (6) 絵本基金「子ども未来文庫」 11 (7) 児童会館等での学習図書の充実 11 第2節 図書館における活動の推進 12 (1) 子ども向け行事の充実 12 (2) 中学生・高校生向けサービスの充実 13 (3) ボランティア団体との連携 13 (4) 学校との連携 13 (5) 児童図書の充実と職員の資質の向上 14 (6) 図書館情報の発信 14 (7) 障がいのある子どもたちへのより充実した対応 14 (8) 外国語図書の収集 15 (9) 他の公立図書館との連携 15 (10) 再利用図書の無償譲渡 15		(3)	
(6) 絵本基金「子ども未来文庫」 11 (7) 児童会館等での学習図書の充実 11 第2節 図書館における活動の推進 12 (1) 子ども向け行事の充実 12 (2) 中学生・高校生向けサービスの充実 13 (3) ボランティア団体との連携 13 (4) 学校との連携 13 (5) 児童図書の充実と職員の資質の向上 14 (6) 図書館情報の発信 14 (7) 障がいのある子どもたちへのより充実した対応 14 (8) 外国語図書の収集 15 (9) 他の公立図書館との連携 15 (10) 再利用図書の無償譲渡 15		(4)	
(7) 児童会館等での学習図書の充実 11 第2節 図書館における活動の推進 12 (1) 子ども向け行事の充実 12 (2) 中学生・高校生向けサービスの充実 13 (3) ボランティア団体との連携 13 (4) 学校との連携 13 (5) 児童図書の充実と職員の資質の向上 14 (6) 図書館情報の発信 14 (7) 障がいのある子どもたちへのより充実した対応 14 (8) 外国語図書の収集 15 (9) 他の公立図書館との連携 15 (10) 再利用図書の無償譲渡 15		(5)	
第2節 図書館における活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(6)	
(1) 子ども向け行事の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(7)	児童会館等での学習図書の充実11
(2) 中学生・高校生向けサービスの充実 13 (3) ボランティア団体との連携 13 (4) 学校との連携 13 (5) 児童図書の充実と職員の資質の向上 14 (6) 図書館情報の発信 14 (7) 障がいのある子どもたちへのより充実した対応 14 (8) 外国語図書の収集 15 (9) 他の公立図書館との連携 15 (10) 再利用図書の無償譲渡 15	第2	節	図書館における活動の推進・・・・・・・・・・・・12
(3) ボランティア団体との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(1)	子ども向け行事の充実12
(4) 学校との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(2)	中学生・高校生向けサービスの充実13
(5) 児童図書の充実と職員の資質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(3)	
(6) 図書館情報の発信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		, ,	
(7) 障がいのある子どもたちへのより充実した対応・・・・・・・・・14 (8) 外国語図書の収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15 (9) 他の公立図書館との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		, ,	
(8) 外国語図書の収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			7 7 1 1 1 2 - 1 1 2
(9) 他の公立図書館との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・15 (10) 再利用図書の無償譲渡・・・・・・・・・・・・・・・・15			障がいのある子どもたちへのより充実した対応····・・14
(10) 再利用図書の無償譲渡・・・・・・・・・・・・・・・・・15		(- /	
- 11) 大学・研究機関との通揮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(10)	

(12) 文字・活字文化の担い手との連携
第3節 学校等における活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・16
1 幼稚園・保育所における活動の推進
(1) 絵本の読み聞かせの充実
(2) おすすめ絵本の紹介や貸出の充実
(3) 保護者向け講座・講習会の開催
(4) 教員や保育士の資質の向上
(5) 幼児用絵本の共同利用の検討・・・・・・・・・・・・・・17
2 学校における活動の推進・・・・・・・・・・・・17
(1) 読書に親しむ機会の充実
(2) 児童生徒の自主的な読書活動の支援・・・・・・・・・・18
(3) 特別な教育的支援を必要とする子どもへの読書活動の支援・・・18
(4) 学校図書館の活用促進・・・・・・・・・・・18
(5) 司書教諭をはじめとした教職員に対する研修の充実・・・・・・・18
(6) 公立図書館との連携・・・・・・・・18
(7) 研究機関 <mark>等</mark> との連携・・・・・・・・・・・・19
(8) 寄託図書制度の充実・・・・・・・・・・19
(9) 子ども向け優良図書の情報提供・・・・・・・・・19
(10) 児童生徒の読書に関する実態の把握 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(11) 図書資源のネットワーク化による有効活用(再掲) ······ 19
12) 地域書店との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
第4章 計画の効果的な推進
1 社会全体での取組・・・・・・・・・・・・・・・・・20
(1) 子ども読書チャレンジプロジェクト20
2 総合的な取組に向けた関係機関との連携 21
(1) (仮称)札幌市子どもの読書活動推進会議の設置
(2) 障がいのある子どもたちへのより充実した対応の研究 21
(3) 図書館と学校の連携(再掲)・・・・・・・・・・・・・・・・21
(4) 図書館と他の公立図書館との連携(再掲)
(5) 図書館と大学・研究機関との連携(再掲)・・・・・・・・・21
(6) 学校と研究機関等との連携(再掲) ・・・・・・・・・・・・・・・・・21
(7) 文字・活字文化の担い手との連携(再掲)21
3 広報・啓発の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
(1) 家庭読書の普及・啓発 (再掲) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2) 子ども向け行事の充実(再掲) ····································
(3) 図書館情報の発信(再掲)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
(4) 子ども向け優良図書の情報提供(再掲) · · · · · · · · · · · · 22 4 効果的・効率的な計画の推進 · · · · · · · · · · · · · · 22
(1) 札幌市子どもの読書活動推進連絡会(再掲) · · · · · · · · · · · · 22
資料編25

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の経過

札幌市では、平成17年6月に「第1次札幌市子どもの読書活動推進計画」を 策定し、様々な施策に取り組んできましたが、平成21年度末をもって計画期間 が満了しました。これまでの成果を検証するとともに、新たな計画に基づいて、 札幌の子どもたちが自主的に読書をする習慣を身に付け、本との出会いや感動 を通して知識を深め、豊かな感性を磨いていくための取組を引き続き進める必 要があります。

第 1 次計画の基本方針を継承しながら、今後の基本的な目標や方策を示し、 子どもの読書活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第 2 次札 幌市子どもの読書活動推進計画」を策定します。

なお、本計画の策定にあたっては、学識経験者や公募市民など 10 人による「札幌市子どもの読書を考える市民会議 (大人チーム)」及び市内の小・中・高校生 25 人による「札幌市子どもの読書を考える市民会議(子どもチーム)」を設置し、審議を重ねてきました。

1 社会的背景

総務省が平成 21 年 1 月に行った「通信利用動向調査」によると、過去 1 年間にインターネットを利用したことのある人は推計で 9,091 万人と、前年に比べ 280 万人増加し、人口普及率は 75.3%となっています。また、個人がインターネットを利用する際に使用する端末が多様化し(パソコン、携帯電話・PHS 等、ゲーム機・テレビ等)、多種多様で大量の情報が瞬時に入手できるようになりました。

このように情報伝達の利便性が向上する中で、余暇時間の過ごし方など生活環境も大きく変化しています。内閣府の平成21年度「国民生活に関する世論調査²」では、自由時間の過ごし方について「パソコンや携帯電話などを利用して情報の閲覧やメールのやり取りなどをする」との回答が、前年度の20.2%から25.0%に上昇しています。また、文化庁が平成21年3月に行った「国語に関する世論調査³」では、1カ月に全く本を読まない人の割合は46.1%と前回同一項目の調査を行った平成14年に比べて8.5ポイントも増加しまし

全国 6,256 世帯及び 2,870 企業を対象に、情報通信サービスの利用状況、情報通信機器の保有状況等 について調査を実施。

全国 20 歳以上の男女 10,000 人を対象に、現在の生活や今後の生活についての意識等について調査を 実施。

3 「国語に関する世論調査」

全国 16 歳以上の男女 3,480 人を対象に、日本人の国語に関する意識や理解の現状について調査を実施。

^{1 「}通信利用動向調査」

^{2 「}国民生活に関する世論調査」

た。

また、毎日の生活に必要な情報を何から得ているかとの問いに対しては、パソコン(インターネット)が29.8%と前回同一項目の調査を行った平成13年に比べて17.2ポイントの増加。前回調査項目になかった携帯電話が新たに加わり12.1%となっています。

2 子どもの読書活動の現状

子どもの読書活動の傾向については、平成 21 年に社団法人全国学校図書館協議会と毎日新聞社が共同で実施した「第 55 回学校読書調査⁴」によると、1カ月に読む本の平均冊数は小学生で 8.6 冊、中学生で 3.7 冊、高校生で 1.7冊となっています。

また、1カ月に1冊も本を読まない「不読者」の割合は、小学生で5.4%、中学生で13.2%、高校生で47.0%と、年齢が高くなるに従って増える傾向が現れています。

平成 16 年に実施された第 50 回調査(第 1 次札幌市子どもの読書活動推進計画策定の前年)と比較すると、1 カ月に読む本の平均冊数では小学生が 7.7 冊から 0.9 冊増加し、不読率では中学生が 18.8%から 5.6 ポイント減少する一方で高校生については 42.6.%から 4.4 ポイントの増加となっています。

また、札幌市が平成 21 年に実施した読書アンケート⁵の結果では、「不読者」の割合は、小学生で 5.0%、中学生で 11.9%、高校生で 28.0%となっており、札幌の子どもたちも、年齢が高くなるに従って本を読まなくなるという傾向にあることがわかります。前回の読書アンケート(平成 16 年)との比較では、すべての校種⁶で「不読者」が大幅に減少しており(小学生で 6.3 ポイント、中学生で 16.1 ポイント、高校生で 9.4 ポイント) 高校生については学校読書調査とは逆に大きく減少しているという特徴が示されています。

一方で、同アンケートからは、読書の好き嫌いをたずねた問いに「好き」「どちらかというと好き」と答えた子どもがどの校種でも全体の8~9割にのぼり、校種にかかわらず子どもたちが読書を好意的にとらえていることがうかがえます。このように、札幌の子どもたちについては不読率が減少しているとはいえ、読書に対する関心や興味を持ちながらも、年齢が高くなるに従って読書に親しむ機会が減っているという状況が依然として続いています。

自ら考え、判断し、課題を見つけ、解決していくという資質・能力を身に

社団法人全国学校図書館協議会の協力を得て、毎日新聞社が調査を実施。全国の小学校・中学校・高等学校 111 校を対象として 1 万 564 人から回答を得たもの。

札幌市立の小・中学生、高校生及び一般市民 7,957 人を対象に、子どもの読書活動の現状や市民の読書に対する意識等を把握することを目的にアンケートを実施。有効回収数は 5,742 人 (72.2%)。

6 「校種」

小学校、中学校、高等学校。

^{4 「}第 55 回学校読書調査」

^{5 「}読書アンケート」

つけるうえで、読書は大きな役割を果たします。それぞれの年代に応じた読書環境、特に中学生・高校生に対する環境の整備と社会全体の働きかけがますます重要となっています。

3 国及び北海道の動向

国では、社会全体で子どもの読書活動の推進を図るため、平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定しました。

この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにしたものです。

また、国はこの法律に基づき、平成 14 年 8 月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、国及び地方公共団体において各種取組を行った結果、不読率の減少、公立図書館における児童書の貸出冊数の増加、全校一斉読書活動を行う学校の増加など、一定の成果をあげてきました。

しかしながら、依然として年齢が高くなるに従って読書離れが進む傾向に あることや、学校図書館資料の整備の遅れ、子どもたちの読解力の低下など の課題があげられています。

なお、平成 17 年 7 月に文字・活字文化振興法の制定、平成 18 年 12 月に教育基本法の改正、平成 19 年 6 月に学校教育法の改正、平成 20 年 6 月に図書館法の改正が行われるなど、子どもの読書活動に関連する法整備がこれまで着実に進んできました。

これらの成果と課題、法整備等を踏まえ、国は平成20年3月、第2次の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、国及び地方公共団体における取組について新たな基本方針を示しています。

北海道においても、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にその環境の整備を図る」ことを基本理念として、平成 15 年 11 月に「北海道子どもの読書活動推進計画」を策定し、平成 20 年 3 月には、これまでの取組の成果と課題を踏まえた第 2 次計画を策定しています。

第2節 第1次計画(平成17~21年度)の成果と課題

平成 17 年度に策定した札幌市子どもの読書活動推進計画に基づき、札幌市では、あわせて 30 項目に取り組んできました。

札幌市が本第 2 次計画を策定するにあたり実施した読書アンケートの結果では、「不読者」の割合は、すべての校種で減少する一方、依然として年齢が高くなるに従って本を読まなくなるという傾向にあることがわかりました。また、平成 20 年度に札幌市教育委員会が実施した「札幌市の児童生徒の実態に関する基礎調査⁷」では、1カ月の読書量について前回調査を行った平成 17年度と比較すると、1カ月に3冊以上本を読む割合が、小学 5 年生で 17.3 ポイント、中学 2 年生で 5.0 ポイント、高校 2 年生で 4.4 ポイント増加しています。

このことから、第1次計画全体としては、具体的方策が概ね順調に進んだことにより、札幌の子どもたちの読書活動の推進に成果をあげてきているといえます。

一方、第 1 次計画の課題としては、子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、子どもの発達段階に応じた読書のきっかけづくりや機会の提供といった読書環境の整備が求められています。

特に、年齢が高くなるに従って読書量が減る傾向がみられ、子どもたちがしっかりとした読書習慣を身に付けるまでには至っていないという課題があります。その要因として、インターネットやゲーム機の普及による社会環境の変化や自由時間の減少など、多くの原因が指摘されています。

そのため、家庭・地域・図書館・学校等の連携によって、子どもの読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発に努め、社会的気運の醸成を図る必要があります。

また、ボランティア団体に対する活動場所や各種情報の提供、資質向上のための講習会の開催などの支援を行うとともに、様々な分野におけるボランティア活動の可能性について検討する必要があります。

さらに、様々な障がいのある子どもたちへの対応にも力を入れる必要があり、 各方面の知恵を集めて具体的方策を検討していくことが求められています。

^{7 「}札幌市の児童生徒の実態に関する基礎調査」

市内の小・中学校、高等学校から 26 校を抽出し、調査を実施。対象学年は小学校 5 年生、中学校 2 年 生、高等学校 2 年生とし、有効回答者数は 2,851 人。

第1次計画における主な成果は次のとおりです。

【成果】

■家庭・地域における取組

・保健センターにおける読み聞かせなどの充実

〇さっぽろ親子絵本ふれあい事業の開始

・子育てサロンや保育所開放における読書活動の充実

〇地域ボランティアによる絵本の読み聞かせやおすすめ絵本の紹介等

・児童会館における読書活動の充実

〇本の貸出実施館数 [平成17年度 103 館 ⇒ 平成21年度 104 館]

- ○読み聞かせ実施館数(児童会館) [平成17年度 87館 ⇒ 平成21年度 96館]
- ○読み聞かせ実施館数(ミニ児童会館) [平成17年度 17館 ⇒ 平成21年度 49館]

■図書館における取組

・ボランティア活動への支援

○活動の場の提供館数

[平成17年度 19館 ⇒ 平成21年度 30館]

・図書館情報の発信

〇子ども向けのホームページの開設

■学校等における取組

・読書に親しむ機会の充実

○始業前一斉読書実施率(小学校)[平成17年度 46.0% ⇒ 平成21年度 98.6%]

○始業前一斉読書実施率(中学校) [平成17年度 27.0% ⇒ 平成21年度 79.6%]

・児童生徒の自主的な読書活動の支援

〇札幌市家庭読書の日の設定、家庭読書本のリサイクル交換市の実施等

第1次計画における主な課題は次のとおりです。

【課題】

■家庭・地域における取組

- ・普及・啓発活動の充実
- ・読み聞かせなどを担うボランティア団体の育成や連携の強化

■図書館における取組

- ・学校との連携
- ・情報発信機能の充実(多様なメディアの活用)
- ・障がいのある子どもたちへのより充実した対応
- ・外国語図書の充実

■学校等における取組

- ・学校図書館図書標準の早期達成
- ・公共図書館との連携の推進
- ・学校図書館の環境整備等

なお、詳細については、資料編の資料1で、家庭・地域、図書館、幼稚園・ 保育所、学校ごとに整理しています。

第2章 第2次計画の基本的な考え方

1 基本目標

この計画は、第 1 次計画で取り組んだ各種事業の成果と課題を踏まえ、子どもの読書環境を整備する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。また、第 1 次計画の基本方針を継承し、次の 3 つを基本目標として掲げ、引き続き社会全体で子どもの読書活動の推進に取り組んでいきます。

- 1 「読書の楽しさにふれる」
- 2 「読書の大切さを知る」
- 3 「子どもの読書をみんなで支える」

2 基本方針

(1) 家庭・地域、図書館、学校等における子どもの読書活動の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭・地域、図書館、 学校等を通じた社会全体での取組が必要です。子どもの発達段階に応じて それぞれの興味・関心を尊重しながら、子どもたちが自然に読書に親しみ、 進んで読書習慣を身に付けることが大切です。そのため、関係機関が緊密 に連携し、市民参加による地域の力を活用した取組を進めていきます。

(2) 効果的な計画推進体制の整備と普及啓発の推進

この計画に基づく施策を効果的に推進していくために、子どもの読書活動にかかわる関係機関が相互に連携していくことが必要です。そのために、第 1 次計画に基づき設置されている「札幌市子どもの読書活動推進連絡会⁸」の機能強化を図り、計画の進捗状況の点検や事業主体間の情報共有を進めます。また、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的気運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図るよう努めます。

3 計画の位置づけ

この計画は、札幌市のまちづくりの指針である「第4次札幌市長期総合計画⁹」(平成12年度~平成31年度[2000年度~2020年度])の実施計画として

札幌市子どもの読書活動推進計画案の策定、子どもの読書活動推進に係る情報交換、相互連携等を目的に、関係部局及び関係市民団体で構成。

9 「第4次札幌市長期総合計画」

札幌市の都市像やまちづくりの大きな方向性を描いた基本構想を市議会の議決で定め、これに基づいて今後 20 年間の総合的な施策体系や展開方針などを示した計画のこと。

^{8 「}札幌市子どもの読書活動推進連絡会」

位置づけられている「第 2 次札幌新まちづくり計画 10 」(平成 19 年度 ~ 平成 22 年度〔2007 年度 ~ 2010 年度〕) との整合性を保ちながら、子どもの読書の推進に関する施策を実施していきます。

なお、平成23年度(2011年度)以降についても、札幌市の次期中期計画との整合性を保ちながら進めていきます。

4 計画の期間

計画の期間は、平成22年(2010年)度から平成26年(2014年)度までの5年間とし、必要に応じて計画の見直しを行います。

5 計画の指標

本計画の実施にあたり、平成 26 年度における目標指標を次のとおり設定します。

<目標指標>

区分	平成 21 年度	平成 26 年度 目標指標
学校における一斉読書の取組	小学校 98.6% 中学校 79.6%	100%
幼児・児童1人あたりの年間児童書貸出冊数	10.7 冊	13.0 冊
図書館と連携した活動 ¹ を行っている学校の割合	小学校 12.6% 中学校 34.7%	100%

授業の一環としての図書館訪問や図書館から学校への蔵書・資料等の貸出など。

^{10 「}第2次札幌新まちづくり計画」

平成 19 年度から 22 年度までの施政方針を実現するために、重点的・優先的に実施すべき施策・事業を定めた計画。

^{11 「}図書館と連携した活動」

第3章 子どもの読書活動推進のための方策

印は、第2次計画期間中に予定している新たな取組です。

第1節 家庭・地域における活動の推進

1 家庭における活動の推進

家庭は、日常生活を通して子どもが読書習慣を形成していくうえで重要な 役割を担っています。

乳幼児期には、親が読み聞かせをすることにより親子の交流が生まれ、親は落ち着いた気持ちのひとときを過ごすことができ、子どもには親に対する信頼感が育まれます。繰り返し読み聞かせを行うことにより、やがて子どもは言葉の意味を理解し、その言葉から想像力を働かせ、そして自分の気持ちや考えを表現するようになります。

子どもは成長とともに、保育所や幼稚園、さらには学校へと進んでいきます。これら家庭以外の場での読書体験を家庭で話題にするなど、読書をきっかけにして親子がコミュニケーションを図ることで親子の心のふれあいが生まれることが期待できます。

家庭では、日頃から大人が率先して読書に親しむとともに、子どもが読書に対する興味や関心を深めていくよう工夫することが大切です。

例えば、子どもと一緒に地域の図書館や家庭文庫¹²、書店などに出かけたり、 共に読書に親しむ時間をもち、読んだ後の感想を話し合うなど、家族で読書 の楽しさや喜びを共有する雰囲気づくりに努めることが必要です。また、子 どもがいつでも本を身近に感じられるよう、家の中で手の届くところに本が あることも大切なことです。

【取組項目】

(1)☆家庭読書の普及・啓発

10 月 9 日の「札幌市家庭読書の日¹³ (さっぽろっこ家庭読書の日)」から読書週間までの期間を「さっぽろ家庭読書フェスティバル¹⁴」とし、市内各所で読書に関するイベントを集中的に行い、家庭での読書の普及・啓発を行います。

注釈 28 を参照。

札幌市子どもの読書活動促進プラン (平成 20 年 9 月) により、10 月 9 日を「札幌市家庭読書の日」 と制定。

14 「さっぽろ家庭読書フェスティバル」

札幌市家庭読書の日(10 月 9 日)から読書週間(10 月 27 日~11 月 9 日)まで、市内各所で行われる読書の推進に係るイベント。

^{12 「}家庭文庫」

^{13 「}札幌市家庭読書の日」

(例) 家庭読書本のリサイクル交換市、読書に関する講演会、読書に関する表彰、図書館での体験など

(2) 図書館子ども向けホームページによる情報発信

図書館の利用方法や本の探し方、行事などの情報を発信している「さっぽろ 市中央図書館キッズページ¹⁵」等の内容をわかりやすくより充実させます。

2 地域における活動の推進

地域には子どもの読書活動にかかわる様々な施設があります。子どもが、 定められた時間を過ごす学校等とは異なり、親あるいは子どもが自らの意思 でこうした施設を利用し、読書を通して親子が地域とのふれあいを持ちなが ら社会体験を積み重ね、様々な人とコミュニケーションを図っていくことは、 子どもにとって意義深いことです。

地域では、読み聞かせや読書にふれる機会の提供など、様々な場面において、市民参加により地域の力を発揮することが大切です。

【取組項目】

(1) 絵本とふれあう機会の充実

保健センターの 10 か月児健診の際に行う読み聞かせにあわせて、平成 21 年 10 月から、乳幼児と親が心ふれあうきっかけとするための絵本を配布する「さっぽろ親子絵本ふれあい事業」を行っていますが、今後も引き続き取り組んでいきます。また、同時に絵本リストを配布し、そのリストで紹介している絵本を子育て支援総合センター¹⁶や区保育・子育て支援センター¹⁷(ちあふる)区子育て情報室¹⁸等に配架しておくことで、子育て家庭が継続して絵本とふれあう機会を引き続き提供していきます。

中央図書館の子ども向けのホームページ。

0歳から就学前の子どもを持つ子育て家庭やボランティアの方などが交流できる場。子育てに関する相談や絵本の読み聞かせ等を行っている。

保育所の保育サービスに加えて、子育てサロンをはじめとする様々な子育て支援に関するサービスを 提供する施設。

18 「区子育て情報室」

子育て支援事業の一環として、市民に育児に関する情報を提供するため、各区に設置。絵本や育児書などの閲覧や貸出を行っている。

^{15 「}さっぽろ市中央図書館キッズページ」

^{16 「}子育て支援総合センター」

^{17 「}区保育・子育て支援センター」

(2) 子育てサロンや保育所開放における読書活動

子育てサロン¹⁹や保育所開放²⁰で実施している親子を対象とした読み聞かせ や、保護者への絵本に関する講座などの内容を充実します。

また、子育て情報コーナー²¹や開放している保育所等の絵本の整備を進めます。

(3) 児童会館における読書活動

児童会館²²では、読書活動を通して子どもが本を身近に感じ、興味や関心を持つきっかけになるよう、図書紹介の工夫や子どもの成長に応じた本を充実するなど図書コーナーの環境づくりに努めます。

また、児童会館に備えてある図書の貸出や地域のボランティア、児童会館職員による読み聞かせなどの行事を充実します。

さらに札幌市図書再活用ネットワークセンター²³の活用などにより蔵書の 充実を図ります。

(4) 読み聞かせボランティアの研修

札幌市ボランティア研修センター²⁴では、子育てボランティアの育成・支援の一環として「ボランティア体験スクール (子どもへの読み聞かせコース)」を行い、ボランティアの資質向上や新たなボランティアの養成に努めており、今後も体験講座や実践講座、レベルアップ講座など研修の充実を図っていきます。

(5) 学校図書館の地域開放の促進

市内 96 カ所(平成 22 年 3 月現在)の学校図書館を幼児から高齢者まで幅広

19 「子育てサロン」

乳幼児を持つ親同士が自由に交流するための場。市主催の子育てサロンのほか地域主体の子育てサロンがある。

20 「保育所開放」

保育所のノウハウを活かし、地域の親子が気軽に集い、施設内の遊具を使って遊んだり、入所児との 交流や育児相談、子育ての情報交換をする場として保育所の開放を行っている。

21 「子育て情報コーナー」

子育でサロン室(遊びの場)に絵本を配架することで、絵本にふれる機会を提供している。また、家庭での読み聞かせの充実を図るために絵本の貸出を行っているほか、利用者に育児に関する情報を提供している。

22 「児童会館」

地域の中にある高校生までの子どものための施設で、プレイルーム、体育室、図書室など設けられている。午前中は地域の乳幼児をもつ親子が遊べる場所、また子育てサロンや乳幼児親子向けの行事も 行っている。

23 「札幌市図書再活用ネットワークセンター」

ボランティア団体の協力により、家庭や団体などで不要になった本を引き取り、それらをクリーニング・補修したうえで、学校図書館、保育施設等に無償で提供する活動を進めている(札幌市立信濃中学校に設置)。

24 「札幌市ボランティア研修センター」

ボランティアを行うために必要な知識・技術を学ぶための研修や実際にボランティアを行っている人の技術の向上を目的とした様々な研修を実施している。

く地域住民に開放しています。

地域のボランティアが、子どもなどの読書活動を盛んにするため、学校図書館を中心として、レファレンスサービス²⁵等の基本的業務のほか、児童・幼児を対象とした読み聞かせ等のイベントを実施していきます。

(6) 絵本基金「子ども未来文庫」

企業・団体や市民から就学前児童を対象とした絵本(新品)の寄贈を受け、 子育て支援総合センターや区保育・子育て支援センター(ちあふる) 市立保 育所、区子育て情報室等に配架することで各施設の絵本の蔵書を充実させます。 また施設においては、ボランティアの読み聞かせの場としての充実を図るこ とで、子どもが絵本とふれあう機会を広げます。

(7) 児童会館等での学習図書の充実

平成 20 年 8 月に策定した「札幌市放課後子どもプラン²⁶」において、学習支援を充実させる取組の一つとして、学習したいと思う子どもが利用できる国旗、地図の絵本、学年別の漢字の本や学習ドリルなどの学習図書²⁷を児童会館等に整備しました。今後も、子どもたちがいつでも自発的に学習に取り組むことができるように学習図書の充実に努めます。

²⁵ 「レファレンスサービス」

利用者の問い合わせに応じ、図書の照会・検索や資料提供を行う業務。

^{26 「}札幌市放課後子どもプラン」

[「]すべての子どもたちが安全で安心に過ごすことができる放課後の居場所づくり」を基本理念として、 札幌市の総合的な放課後対策をまとめたプラン。

^{27 「}学習図書」

自主的に学習したい時に自習用教材となる各教科に関連する図書。

第2節 図書館における活動の推進

図書館は、市民が自ら学び、考え、創造し、より豊かな生活の実現を目指す生涯学習の情報拠点です。

子どもは多くの本の中から、自分の興味や関心を満たしてくれる知識や情報などを自由に選び、そして手に入れることができます。

また、保護者にとっても、子どもに与えたい本を選んだり、子どもの読書 について相談をすることができる場所でもあります。

図書館での読み聞かせやおはなし会などは、保護者と子どもが一緒に本の楽しさにふれ、本を読む大切さを理解し、本に親しむことができる機会であり、子どもが読書をする習慣の基礎をつくるものです。

本とのふれあいや読書のきっかけを、子どもの身近な生活空間に提供していくこと、また、保育所、幼稚園、学校などの教育関係機関やボランティア団体、地域・家庭文庫²⁸など、子どもの読書活動に携わっている団体などと協力していくことは、図書館の重要な役割です。

図書館は、子どもの旺盛な読書意欲を満たすことができるように、子どもが親しみの持てる蔵書構成、サービス、広報などの充実を図ります。また、様々な障がいのある子どもたちへのきめ細かな対応を行うことで、すべての子どもたちに図書館の魅力を伝えていくことが必要です。

【取組項目】

(1) 子ども向け行事の充実

中央図書館や各区の図書館・図書室では、それぞれ行事内容を工夫しながら 読み聞かせや映画会、工作会、人形劇、一日司書体験²⁹などを実施しています。 また、子ども読書の日³⁰に特別行事を行うなど啓発に努めています。

今後は、子どもの発達段階に応じた取組など、さらに行事内容の充実に努めます。

²⁸ 「地域・家庭文庫」

地域の住民、特に子どもを対象に、個人やボランティアグループなどが自分の蔵書等を開放し、閲覧、 貸出などを行っているもの。規模や内容は様々で、地域文庫、家庭文庫などと言われる。

29 「一日司書体験」

小学3年生から6年生の希望する児童に対して、図書館内の見学やカウンター業務の体験をしてもらう行事。

30 「子ども読書の日」

子どもの読書活動の推進に関する法律第10条により、4月23日を子ども読書の日とする旨規定されており、国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めることとなっている。

☆図書館デビュー

就学前の幼児と保護者を対象に、親子で図書館の楽しさを体験しながら、利用方法やマナーを学びます。

☆さっぽろっこ絵本づくり

小学生が幼児向けの絵本づくりを体験することで、本への関心や読書への 興味を広げます。

(2) 中学生・高校生向けサービスの充実

中学生・高校生が本への興味や関心を深め、読書習慣を身に付けられる様々な取組を行います。

(例)中高生向けの展示コーナーの充実、インターネットでの情報提供の充 実など

☆さっぽろっこ出版体験

市民を対象に作品を公募し、別に公募により選ばれた中高生に、本にする作品の選定及び本の編集・出版を体験してもらいます。

(3) ボランティア団体との連携

読み聞かせや子ども向けの普及事業などの活動をしているボランティア団体との連携を深め、これらの団体に活動の場を紹介したり、資質向上のための研修を行うなど一層の支援に努めます。

☆さっぽろ親子絵本ふれあい支援講座

さっぽろ親子絵本ふれあい事業を支える読み聞かせボランティア等を対象 とした講習会を行い、ボランティア団体の資質の向上を図ります。

(4) 学校との連携

学校の読書活動を支援するため、学校や学校図書館との連携を進めます。

- ア 司書教諭³¹や教員及び学校図書館地域開放事業関係者などのニーズに合わせた研修の充実に協力をします。
- イ 調べ学習³²資料の内容充実、総合的な学習や職場体験学習、インターンシップ(就業体験)への一層の支援・協力を進めます。
- ウ 発達段階に応じた図書の選定について情報提供やレファレンスサービス

学校図書館の専門的職務を担当する教諭。平成 15 年度以降、12 学級以上の学校には司書教諭を配置することが義務付けられている。

32 「調べ学習」

知りたいことについて、図書や実地見学など、様々な方法で調べ、まとめたりすること。

^{31 「}司書教諭」

を行います。

エ☆図書資源のネットワーク化による有効活用

子どもたちが学校でも手軽に市立図書館の本を借りられるよう、中央図書館のインターネット予約システムを学校にも導入します。また、「さっぽ ろ本の再活用パートナーシップ事業33」の図書受入窓口を市立図書館にも拡大し、市民が図書を寄贈しやすい環境を整えます。これらの取組みと寄託 図書34制度を合わせた図書資源のネットワーク化を進めます。

(5) 児童図書の充実と職員の資質の向上

児童図書や児童図書関連の研究書を充実するとともに、子どもの読書意欲を 高めるため、テーマ別で図書を展示したり、書棚への並べ方の工夫を図ります。 また、読書に関する相談への対応や情報の提供を充実するため、研修などに より職員の資質の向上を図ります。

(6) 図書館情報の発信

子ども向けの行事案内を掲載している「図書館だより³⁵」を、読書への興味 や関心をより深めるために内容の充実を図ります。

「さっぽろ市中央図書館キッズページ」を充実し、図書館の利用方法や本の探し方、行事などの情報をわかりやすく発信して、子どもの読書活動を応援します。

(7) 障がいのある子どもたちへのより充実した対応

障がいのある子どもたちの読書活動をより一層支援していきます。

- ア 視聴覚障がい者情報センター³⁶との連携をより促進するとともに、様々な 障がいに対応した資料の収集に努めます。
- イ 障がいのある子どもたちが図書館を利用しやすいように、様々なサービス のあり方について検討を進めます。

ボランティア団体などを受取窓口として、家庭や企業・団体で不要となった本の寄贈を受け、学校図書館などに無償で提供を行う事業。

34 「寄託図書」

全市立小・中学校が共同利用するために、市内38校の市立小中学校に設置された寄託図書館に同タイトルの図書を18冊、40冊の複本で揃え、申請によって他の小中学校に配送・貸出を行う。

図書館の休館・開館、行事に関する情報などをお知らせするために各図書館で発行しているもの。

36 「視聴覚障がい者情報センター」

身体障害者福祉法第34条の規定による視聴覚障害者情報提供施設に位置付けられ、視聴覚障がい者のために点字図書や録音図書を製作し、貸出を行うなどの必要な情報を提供する施設。

^{33 「}さっぽろ本の再活用パートナーシップ事業」

^{35 「}図書館だより」

(8) 外国語図書の収集

市内在住の外国人児童生徒や帰国児童生徒のための外国語の絵本や児童図書の充実を図ります。

(9) 他の公立図書館との連携

北海道立図書館をはじめとする他の公立図書館との連携を深め、子どもの読書活動の推進に関連する情報の交換に努めるとともに、児童図書に関する情報提供や相談対応など、児童サービスの向上につながる各種研修会の開催に協力します。

(10) 再利用図書の無償譲渡

図書館・図書室で役割を終えた図書を学校図書館や児童会館、幼稚園などの 各種団体に再利用図書として、無償譲渡を行なっていますが、今後も図書の無 償譲渡を通じて図書館と団体との連携を図り、図書の有効活用に努めます。

(11)☆大学・研究機関との連携

子どもの読書活動を推進していくためには、様々な課題について総合的な調査・研究を実施し、的確な視点で現状を把握するとともに、課題の解決に向けた取組を行うことが必要となります。

このため、適時適切に大学・研究機関との連携を図り、子どもの読書活動の推進を進めていきます。

(12)☆文字・活字文化の担い手との連携

文字・活字文化の担い手である出版社や書店、新聞社などと連携して様々な事業を展開し、子どもの読書活動の推進に努めていきます。

特に、地域の文化を支える書店関係団体の先駆的な取組³⁷と連携した青少年 向けの普及・啓発活動を進めていきます。

^{37 「}先駆的な取組」

例えば、北海道書店商業組合が平成 16 年から全国に先駆けて実施している「本屋のオヤジのおせっかい 中学生はこれを読め!」の取組は中学生が本と出会うきっかけとして高く評価されており、その後、全国的な広がりを見せている。

第3節 学校等における活動の推進

1 幼稚園・保育所における活動の推進

子どもにとって、幼稚園・保育所に通う時期は、生涯にわたる人間形成の 基礎を培う極めて重要な時期にあたります。

絵本の読み聞かせは、読み手とのかかわりを通して、絵本や物語の楽しさを子どもの心に届け、読み手のぬくもりとの一体感や、人への愛情や信頼感を育むなど、大きな意味をもっています。

幼稚園・保育所は、子どもの手が届くところに常に絵本があり、子どもが繰り返し読み聞かせを受ける環境にあります。また、保護者に対しても日々のかかわりを通して読み聞かせの楽しさや大切さを伝える役割を担っています。

【取組項目】

(1) 絵本の読み聞かせの充実

絵本を読んでもらう楽しさ、読む楽しさを伝えるため、幼稚園・保育所の園児や保護者を対象に、教員及び保育士やボランティアによる読み聞かせを充実します。

(2) おすすめ絵本の紹介や貸出の充実

絵本に対する興味や関心を高め、より多くの絵本に親しむきっかけづくりとなるよう、おすすめ絵本を展示したり、リストを配布するなどの取組を充実します。また、家庭でも読み聞かせを通して親子のふれあいを深めるよう、絵本の貸出を充実します。

(3) 保護者向け講座・講習会の開催

読み聞かせの楽しさや大切さを機会あるごとに保護者に伝えるとともに、保護者自身が読み聞かせを体験する講座や絵本に関する講座などの充実を図ります。

(4) 教員や保育士の資質の向上

読み聞かせや絵本に関する研修会などを通して、教員や保育士の資質の向上を図ります。

(5)☆幼児用絵本の共同利用の検討

幼稚園等で単独では整備することが難しい絵本などを共同で利用する仕組みを検討します。

2 学校における活動の推進

今後の知識基盤社会³⁸の進展の中で、教育の重要性は一層高まるものと考えられます。その中では、子どもが自ら考え、判断し、課題を見つけ、解決していくという主体的に行動する力がますます求められており、このような資質や能力を身に付けていく上で読書は大きな役割を果たすものであると考えられます。

札幌市では「札幌らしい特色ある学校教育³⁹」の一つに、生涯にわたる「学 びの基盤」となる活動として「読書」を位置付けています。

小学校・中学校・高等学校の各段階において、読書に親しむ態度や習慣を 身に付けることは、論理や思考などの知的活動や意思伝達能力を育み、豊か な感性を磨くうえで不可欠なものです。

また、学校図書館は、子どもたちが身近に本に触れることのできる場所であることから、児童生徒が主体的、意欲的に読書活動や学習活動に取り組めるような環境整備が重要であり、司書教諭等を中心とした学校全体の協力体制のもとで運営していくことも重要です。

【取組項目】

(1) 読書に親しむ機会の充実

- ア 各学校における始業前や教科の時間を使った一斉読書⁴⁰を推進し、その充 実を図ります。
- イ 休み時間や放課後の時間を活用した読み聞かせやブックトーク⁴などを 行う読書会等を行います。
- ウ 新刊本の紹介や感想文コンクール等への応募など、子どもの読書意欲の 向上を図る機会を促進します。

38 「知識基盤社会」

平成17年の中央教育審議会答申で示された用語であり、「新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会」であると定義している。

39 「札幌らしい特色ある学校教育」

「ふるさと札幌に根ざし国際社会で活躍する豊かな創造性をはぐくむ」ため、各学校が共通に取り組む3つのテーマとして「雪」「環境」「読書」を位置付けた。

40 「一斉読書」

始業時間前等の短い時間を利用して「みんなでやる」「毎日やる」「好きな本を」「ただ読むだけ」という読書の機会の充実に取り組んでいる。

41 「プックトーク」

子どもや成人の集団を対象に、あらすじや著者紹介などを交えて、本への興味がわくような工夫を凝らしながら本の内容を紹介すること。

(2) 児童生徒の自主的な読書活動の支援

学校図書館アドバイザー⁴²を派遣し、児童生徒による学校図書館の利用が一層進むよう助言や支援を行い、読書環境の充実を図ります。

(3) 特別な教育的支援を必要とする子どもへの読書活動の支援

文字を読んで理解につなげるということだけではなく、触れる・聴く・見るなど、子どもが知覚できる様々な感覚に働きかけることができるよう、布の絵本や録音図書43、映像資料等、多様な資料の充実を図るなど、一人ひとりの状況に応じた読書活動を推進します。

(4) 学校図書館の活用促進

ア 学校図書館図書標準4の達成を目指して計画的な図書の整備を行います。

- イ 「さっぽろ本の再活用パートナーシップ事業⁴⁵」に基づいてボランティア 団体と連携して運営する「札幌市図書再活用ネットワークセンター」を活 用して、市民からの寄贈図書の受け入れを推進し、学校図書の充実を図ります。
- ウ 学校図書館アドバイザーを派遣し、学校の実態に応じて司書教諭や学校図 書館担当者へのアドバイスを行います。
- エ 司書教諭の適切な配置や活用によって学校図書館の利用が一層促進されるように、司書の資格や子どもにかかわる活動の経験を有する学校図書館ボランティア⁴⁶を派遣し、貸出業務や環境整備、生徒の主体的な読書を促す活動等を行い、学校図書館の放課後開館を促進します。

(5) 司書教諭をはじめとした教職員に対する研修の充実

読書指導や資料・情報を活用する学び方・利用の仕方についての指導を適切 に児童生徒に行うことができるよう、研修の内容の充実を図ります。

(6) 公立図書館との連携

学校図書館を活用した調べ学習等を展開する上で、必要な本の紹介等につ

学校図書館運営に造詣の深い元教諭や学識経験者が、直接学校図書館を訪問し、司書教諭や図書館担当者の悩みや疑問に応える事業。

一般の図書を音声化したもので、カセットテープ、CD等がある。

44 「学校図書館図書標準」

公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、学級数などに応じて設定した蔵書冊数の標準のこと。

45 「さっぽろ本の再活用パートナーシップ事業」

札幌市とボランティア団体が相互に協力し、家庭や地域で不要となった児童・生徒向けの図書を寄贈 してもらい、再利用することにより、学校図書の充実を図るための事業。

⁴⁶ 「学校図書館ボランティア」

市立全中学校にボランティアを派遣し、貸出業務の補助などの活動を行うことによって、学校図書館の一層の活用促進を図る事業。

^{42 「}学校図書館アドバイザー」

いて、公立図書館から適切な情報提供を受けるなど連携を強化します。

また、司書教諭をはじめとする教職員の研修への支援や図書館を活用した様々な学習の実施などにより、公立図書館との連携を一層深めます。

☆ 図書館モデル公開授業

小中学校のモデル校が中央図書館を訪問し、児童生徒が授業の一環として調べ学習等の授業を行います。

(7) 研究機関等との連携

民間教育研究団体の人材を講師とした司書教諭をはじめとする教職員の研修を実施します。

(8) 寄託図書制度の充実

寄託図書を 40 冊単位のセットにして貸し出す「セット図書」の取組について、セット数をさらに増やすなど、より活用しやすい体制づくりを図ります。

(9) 子ども向け優良図書の情報提供

子どもの読書活動を促進するため、優良図書に関する各家庭への情報提供を行います。

(10) 児童生徒の読書に関する実態の把握

3年ごとに実施している「札幌市の児童生徒の実態に関する基礎調査」の調査項目に、読書に関する項目を設けており、児童生徒の読書に関する実態の把握に努めます。

(11)☆図書資源のネットワーク化による有効活用(再掲)

子どもたちが学校でも手軽に市立図書館の本を借りられるよう、中央図書館のインターネット予約システムを学校にも導入します。また、「さっぽろ本の再活用パートナーシップ事業」の図書受入窓口を市立図書館にも拡大し、市民が図書を寄贈しやすい環境を整えます。これらの取組みと寄託図書制度を合わせた図書資源のネットワーク化を進めます。

(12) 地域書店との連携

地域書店と学校とが連携し、POP47の作成やおすすめ本のコーナー展示などの取組を通し、生徒の興味、関心を高め主体的な読書活動を促します。

^{47 「}POP」

Point of Purchase の頭文字を取った略語で、商店などに用いられる販売促進のための広告媒体。

第4章 計画の効果的な推進

子どもはそれぞれ個性を持ち、自主性を身に付けながら成長し、その歩み もまた、一人ひとり違っています。

誰もが、子ども一人ひとりの個性や成長段階にあわせた読書活動の大切さ を理解し、関心を持ちながら見守ることは、子どもが本と出会い、自主的な 読書活動を身に付けていくうえで大きな力になります。

すべての市民が、本を読むことの大切さを知り、子どもの読書活動に理解と関心を持つことは、社会全体で子どもの読書活動を推進するうえで重要なことです。

1 社会全体での取組

子どもの読書活動を効果的に推進していくためには、家庭・地域、図書館、 学校等が連携しながら、社会全体で子どもの発達段階に応じた取組を進める 必要があります。

平成 22 年度からは、特に図書館と学校が緊密に連携を図りながら子どもの 読書活動を効果的に推進していくためのプロジェクトを展開していきます。

なお、このプロジェクトは本計画期間中、検証、評価をしながら、さらに 充実・発展させていく必要があります。

【取組項目】

(1) 子ども読書チャレンジプロジェクト

図書館と学校が緊密に連携を図りながら「本を読むための環境づくり」「子 どもの読書に対する興味の促進」に早急に取り組むため「子ども読書チャレ ンジプロジェクト」を展開していきます。

ア☆さっぽろ家庭読書フェスティバル (再掲)

イ☆図書館デビュー(再掲)

ウ☆さっぽろっこ絵本づくり(再掲)

エ☆さっぽろっこ出版体験(再掲)

オ☆さっぽろ親子絵本ふれいあい支援講座(再掲)

カ☆図書資源のネットワーク化による有効活用(再掲)

キ 学校図書館アドバイザー・学校図書館ボランティアの派遣等(再掲)

ク☆図書館モデル公開授業 (再掲)

2 総合的な取組に向けた関係機関との連携

子どもと読書とのかかわりは、家庭での読み聞かせから始まり成長ととも に、地域や社会へと広がり深まります。

乳幼児期にあっては、親とともに保健センターや子育て支援施設⁴⁸でかかわりを持ちはじめ、そして保育所、幼稚園へと広がり、さらに学校へと進む少年期からは、子ども自身で児童会館や図書館、地域・家庭文庫、書店などともかかわりをもつようになります。

これらの関係機関や団体等が相互に連携し、協力し合うことにより、子どもの読書活動推進の継続性を保つことができます。

読書を通して、子どもたちが豊かな心を持ち、健やかに成長するよう、社会全体で子どもの読書活動の推進に取り組むことが大切です。

【取組項目】

(1)☆ (仮称) 札幌市子どもの読書活動推進会議の設置

この計画に基づく諸施策を効果的に推進するとともに、札幌市にふさわしい子どもの読書活動のあり方について検討していくため、子どもの読書活動についての有識者を委員とする「(仮称)札幌市子どもの読書活動推進会議」を設置します。

(2)☆障がいのある子どもたちへのより充実した対応の研究

すべての子どもたちが本の楽しさにふれ、読書に親しむためには、障がいの ある子どもたちへの対応をよりきめ細かく充実させていく必要があります。

そのためには、身体障がいや発達障がいなど、多様な障がいを支援する読書 サービスの広がりが求められています。

こうした時代の要請に応えるため、関係機関による協議会を設け、障がい者 支援の方策について調査研究を進めます。

- (3) 図書館と学校の連携(再掲)
- (4) 図書館と他の公立図書館との連携(再掲)
- (5)☆図書館と大学・研究機関との連携(再掲)
- (6) 学校と研究機関等との連携(再掲)
- (7)☆文字・活字文化の担い手との連携(再掲)

札幌市子育て支援総合センターや保育所開放を実施している保育所、各区の子育て支援担当が子育て支援事業を実施している施設。

^{48 「}子育て支援施設」

3 広報・啓発の推進

読書に関する情報を子どもたちに積極的に発信するとともに、読書活動がもつ意義や重要性について、理解を促進し関心を深めるため、報道機関と連携するなど様々な機会をとらえて普及や啓発に努めます。

また、子どもの読書活動を推進するために様々な施設や団体が現在実施している取組についても、広く周知を図り、理解を得るように努めます。

【取組項目】

- (1)☆家庭読書の普及・啓発(再掲)
- (2) 子ども向け行事の充実(再掲)
- (3) 図書館情報の発信(再掲)
- (4) 子ども向け優良図書の情報提供(再掲)

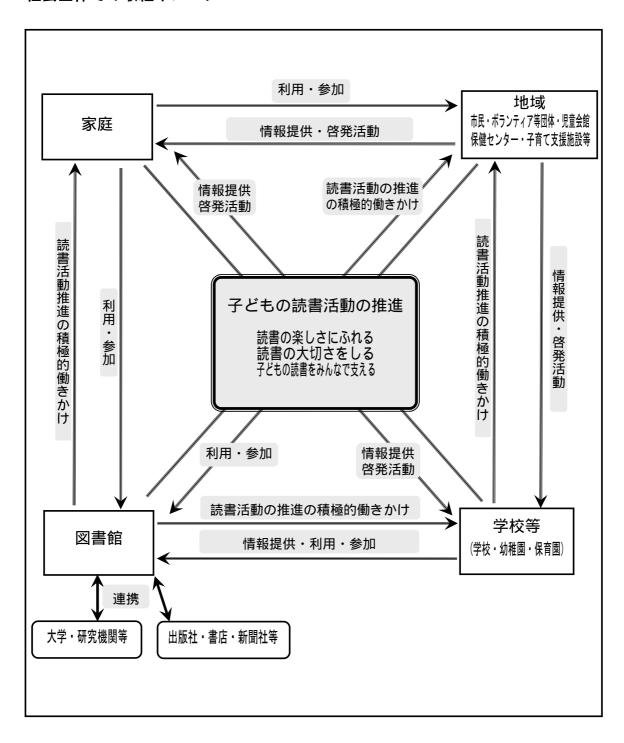
4 効果的・効率的な計画の推進

子どもの読書活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくためには、計画に掲げた施策の適切な管理を行うとともに、効果などを検証する評価も必要となります。そのため、関係部局による「札幌市子どもの読書活動推進連絡会」において、子どもの読書活動推進のための情報交換、相互連携、また計画の進捗管理などを第1次計画に引き続き行います。

【取組項目】

(1) 札幌市子どもの読書活動推進連絡会(再掲)

社会全体での取組イメージ



-	24	-
---	----	---

資料編

資料 1	第1次礼幌巾子ともの読書沽動推進計画の成果と課題・・・・・・・2/
資料 2	国及び北海道の動向(詳細)・・・・・・・・・・・・・・・・38
資料3	読書についてのアンケート結果・・・・・・・・・・・・40
資料 4	第2次札幌市子どもの読書活動推進計画取組例・・・・・・・・・53
資料 5	第2次札幌市子どもの読書活動推進計画策定経過・・・・・・・・55
資料 6	札幌市子どもの読書を考える市民会議(大人チーム)・・・・・・ 56
資料 7	札幌市子どもの読書を考える市民会議(子どもチーム)・・・・・・57
資料8	関係法令等

資料 1 第 1 次札幌市子どもの読書活動推進計画の成果と課題

第1章第2節では、第1次計画における成果と課題について、その概要を 述べたところです。

ここでは、家庭・地域、図書館、幼稚園・保育所、学校ごとに取組内容と その成果及び課題を整理しました。

1 第1次計画の目的等

(1) 計画の目的

子どもがのびのびと明るく成長しながら人格を形成していくうえで、読書は大切な役割を担うという認識のもと、子どもが読書の楽しさに気づくきっかけを設け、また、子どもが自ら進んで本を読みたくなるような環境を、家庭・地域、図書館、学校など社会全体で用意することが必要であると考えました。第1次計画は、このような考えのもと、子どもの読書環境を整備する施策を、総合的かつ計画的に推進することを目的として策定しました。

(2) 基本方針

第1次計画では、次の3つの基本方針を施策の柱に掲げ、子どもの読書 活動を総合的に進めてきました。

- 1 読書の楽しさにふれる・・・・・読書環境の整備
- 2 読書の大切さを知る・・・・・・読書活動の意義・重要性の広報・啓発
- 3 子どもの読書をみんなで支える・・社会全体の推進体制づくり

(3) 計画の対象

計画の対象は、概ね18歳以下のすべての子どもとし、また、家庭・地域・学校などの市民及び団体を対象としました。

(4) 計画の期間

計画の期間は、平成17年(2005年)度から平成21年(2009年)度までの5年間とし、必要に応じて計画の見直しを行うこととしました。

2 家庭・地域における取組

(1) 取組内容と成果

家庭における読書習慣の形成や各種講座への参加による読書活動の普及などを図るため、6つの具体的な施策を進めてきました。

【具体的施策】

ア 母親向け講習会の充実

初めて親になる人向けの講座や母親教室の中での読み聞かせ講座を実施し、絵本を通して親子の絆を深めてもらう機会としました。

イ 保健センターにおける読み聞かせなどの充実

10 か月児健診時にボランティアによる絵本の読み聞きせやおすすめ絵本リストの配布を行うことにより、親子がふれあう時間を持つことの大切さを伝える活動を行ってきました。

平成21年10月からは、「さっぽろ親子絵本ふれあい事業」として絵本などの配布事業も始まり、大きな展開を見せています。

ウ 子育てサロンや保育所開放における読書活動の充実

地域ボランティアによる絵本の読み聞かせやおすすめ絵本の紹介、乳 幼児の保護者向け講座、区子育て情報室の絵本整備と貸出の充実を図っ てきました。

平成20年9月からは、絵本基金「子ども未来文庫」により区子育で情報室(コーナー)の寄贈絵本も増えました。また、絵本棚の並べ方の工夫や職員のおすすめ絵本の紹介コーナー「えほんのぽけっと」」の設置により、子どもだけでなく、親自身が絵本に親しみを持つきっかけとなっています。平成19年度と平成21年度には、読み聞かせボランティアを対象に絵本に関する研修会を実施し、資質の向上を図っています。

エ 児童会館における読書活動の充実

地域ボランティアや児童会館指導員による読み聞かせ実施館が増加したほか、高学年の児童が低学年児童に読み聞かせを行うなど活動を広げています。貸出冊数の表示やポイントカードの発行、貸出冊数のランキング掲示などの工夫により貸出冊数も増えています。

また、図書の紹介コーナー等でおすすめ本や見どころを児童会館利用 者にお知らせすることで本を読む機会や借りる機会の増加につなげてい

子育て支援総合センターで定期的に実施。親に絵本の楽しさなどを伝える一つのきっかけとして、職員が自分の好きな絵本との思い出などを「ミニ掲示版」に書き込み絵本と一緒に紹介している。

^{1 「}えほんのぽけっと」

ます。

<数値比較>

項目	1	平成 17 年度	平成 21 年度
本の貸出実施館数		103 館	104 館
注7、明み、正字状約米	児童会館	87 館	96 館
読み聞かせ実施館数	ミニ児童会館	17 館	49 館

オ 読み聞かせボランティアの研修

子どもへの読み聞かせに関する「ボランティア体験スクール (子どもの読み聞かせコース)」を実施し、新たなボランティアの養成を図っています。

カ 学校図書館の地域開放の促進

子どもと大人の相互の交流を深め、地域の教育力の向上と地域全体で心豊かな子どもを育むことを目的に学校図書館の地域開放を進めています。

<数値比較>

項目	平成 17 年度	平成 21 年度
学校図書館開放実施校数	84 校	96 校

(2) 計画事業以外の新たな取組

上記(1)イの「さっぽろ親子絵本ふれあい事業」を平成21年に開始したほか、平成20年には、10月9日を「札幌市家庭読書の日(さっぽろっこ家庭読書の日)」と定め、各家庭で不要となった児童書などを集め、自由に本を交換できる「家庭読書本のリサイクル交換市」などを行いました。

(3) 課題

家庭・地域における施策については、概ね着実に実行され成果をあげています。子どもの読書習慣は、日常の生活を通して形成されることから、今後、家庭や地域における読書に親しむ取組がより積極的に展開されるように、事業内容をさらに拡充していく必要があります。具体的には、蔵書の整備等による本と出合う機会の拡充や行事による普及・啓発活動の充実、さらには「さっぽろ親子絵本ふれあい事業」等で読み聞かせなどを担うボランティア団体の育成や連携の強化などが課題としてあげられます。

3 図書館における取組

(1) 取組内容と成果

図書館では、子どもの旺盛な読書意欲を満たすことができるよう、様々な サービスや普及活動の充実を図るため、9つの具体的な施策を進めてきま した。

【具体的施策】

ア 子ども向け行事の充実

中央図書館や各区の図書館・図書室で実施している読み聞かせなどの 各種行事内容を充実させるとともに、積極的に広報活動を行ってきました。

<数値比較>

項目	平成 17 年度	平成 21 年度
子ども関連行事の実施数	907 行事	933 行事

イ ボランティア活動への支援

読み聞かせなどの活動をしているボランティア団体に関する情報を収集するとともに、これらの団体に活動の場を紹介したり、提供するなどの支援を行っています。

<数値比較>

項目	平成 17 年度	平成 21 年度
活動の場の提供館数	19 館	30 館

ウ 学校との連携

学校における読書活動の推進を支援するため、研修講師の派遣やインターンシップ(就業体験)への協力など、学校や学校図書館との連携を進めています。

また、調べ学習で図書館を利用する際の参考資料「図書館調べ学習の 手引き」及び指導教諭用「図書館利用の際のお願い」を作成し、利用に 供しています。

エ 児童図書の充実と職員の技術や資質の向上

児童図書の蔵書数を増やすとともに、児童研究室 2 のオープンスペース化を図り、関連書の充実に努めてきました。

また、児童担当職員の資質向上のため、内部研修のほか、外部で開催される児童サービスに関する研修会などに担当職員を派遣してきました。

2 「児童研究室」

札幌市中央図書館における児童文学や子どもの読書活動に関する研究資料を集めた専用スペース。子どもや保護者、さらに研究者にも利用されている。

<数値比較>

項目	平成 17 年度	平成 21 年度
児童図書蔵書数	527, 815 ⊞	580, 111 冊
() は対全蔵書割合	(23.6%)	(23.7%)

オ 図書館情報の発信

各図書館では、それぞれ工夫した「図書館だより」を発行しています。 また、平成21年度には、子ども向けのホームページ(さっぽろ市中央 図書館キッズページ)を開設しました。

カ 障がいのある子どもへの対応

視聴覚障がい者情報センターなどとの連携を図り、蔵書目録のほか、 点字資料等に関する情報を交換しながら、点訳絵本や大型絵本など、障 がいのある子どもが利用しやすい資料の収集に努めています。

<数値比較>

項目	平成 17 年度	平成 21 年度
大活字本 ³ · 拡大写本 ⁴ 数	5, 557 册	7, 058 冊
点字絵本5数	23 ∰	29 冊

キ 外国語で書かれた図書の収集

英語をはじめ韓国語、フランス語、イタリア語など、外国語で書かれた絵本や児童書の収集拡大を図っています。

<数値比較>

項目	平成 17 年度	平成 21 年度
外国語で書かれた児童書数	3, 034 ∰	3, 341 ∰

ク 「子ども読書の日」の特別行事の充実

「子ども読書の日」(4月23日)の趣旨を広く周知することを目的として、中央図書館で特別行事「お話の百貨店⁶」を開催しています。

<数値比較>

項目	平成 17 年度	平成 21 年度
「お話の百貨店」参加者数	700 人	971 人

通常の小さな活字では本が読みにくい方のために、文字の大きさ、行間等を考慮して作られた本。

通常の小さな活字では本が読みにくい方のために、手書き等で文字を大きく書き写した本。

文章を点訳すると共に、絵の部分も点図で表した本。

6 「お話の百貨店」

図書館などで活動している多数のボランティア団体の協力により、読み聞かせ、紙芝居、人形劇など、多彩なプログラムを盛り込んだ催しを「子ども読書の日」の特別行事として行っている。

^{3 「}大活字本」

^{4 「}拡大写本」

^{5 「}点字絵本」

ケ 他の公立図書館との連携

全国の公立図書館で構成する全国図書館大会の場で、子どもの豊かな読書を育むための取組事例や課題などについて情報の交換に努めているほか、全道の公立図書館で構成する北海道図書館大会の場で、北海道立図書館をはじめとする他の公立図書館と、子どもの読書活動の推進に関する情報の交換などに努めています。

(2) 課題

図書館における施策については、すべての事業に着手し、概ね順調に進捗していますが、子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、「子どもの発達段階に応じた読書環境の整備」や「学校との連携」や「図書館情報の発信」については、さらに充実が必要です。

特に、中高生に対する読書機会の提供やインターネット・情報誌など多様なメディアを活用した情報発信機能の充実が求められます。

また、障がいのある子どもたちへの対応や外国語図書の充実などにも引き続き取り組んでいく必要があります。

4 学校等における取組

(1) 幼稚園・保育所における取組

ア 取組内容と成果

絵本や物語との出会いを通して、人のあたたかさや豊かな感性を育む ため、子どもたちへの読み聞かせなどの充実や保護者向けの講座など、 4つの具体的施策を進めてきました。

【具体的施策】

(7) 絵本の読み聞かせの充実

絵本を読んでもらう楽しさ、読む楽しさを伝えるため、園児・保護者を対象とした読み聞かせを実施した結果、好みの絵本を自分から手に取るなど、絵本に親しむ姿が多く見られるようになってきました。また、読み聞かせによって、子どもの情緒に安定が感じられる、との報告も寄せられています。

(イ) おすすめ絵本の紹介や貸出の充実

絵本に対する興味や関心を高め、より多くの絵本に親しむきっかけづくりとなるよう、おすすめ絵本を展示したり、リストを配布するなどの取組を進めてきました。また、家庭でも読み聞かせを通して親子のふれあいを深めるよう、絵本の貸出の充実に努めています。

(ウ) 保護者向け講座・講習会の開催

茶話会などで、読み聞かせの楽しさや大切さを保護者に伝えるとと もに、保護者自身が読み聞かせを体験する講座や講演会を紹介してき ました。

(エ) 教員や保育士の技術や資質の向上

読み聞かせや絵本に関する講習会・講演会への参加、さらに保育士間での読み聞かせの実施などにより、技術や資質の向上を図っています。

イ 課題

幼稚園・保育所における施策については、順調に成果をあげています。 今後は、保護者向け講座や講習会のさらなる充実により家庭との連携が 期待されます。

(2) 学校における取組

ア 取組内容と成果

学校では、国語科や総合的な学習の時間などを中心に、学校図書館を 活用した読書活動を推進しています。児童生徒が主体的、意欲的に読書 に取り組むよう、11の具体的施策を進めてきました。

また、平成 20 年には、「札幌市子どもの読書活動促進の方針」を策定 し、具体策として「札幌市子どもの読書活動促進プラン」をまとめ、こ れを実施しています。

【札幌市子どもの読書活動促進プラン】

1 小・中・高等学校において、一斉読書等の取組を一層進めます

- (1) 札幌の特色ある教育活動の1つとして「読書活動」を位置づけ、「札幌市の学校教育の重点」の中に加えていく方向
- (2) 「札幌市教育課程編成の手引(移行措置に関する資料)¹」において、 日程等の工夫例や導入までの流れ等のモデルを提示

2 司書教諭をはじめとした教職員に対する研修を進めます

- (1) 「現職司書教諭研修」の開設
- (2) 「中堅教員研修コース『学校経営における学校図書館活用の在り方』」の開設
- (3) 「学校図書館研修コース」の開設

3 学校図書館の環境整備を進めます

- (1) 学校図書館サポートシステム⁸の実施
- (2) さっぽろ本の再活用パートナーシップ事業の実施
- (3) 寄託図書「セット図書」の充実

4 公共図書館等と学校との連携を進めます

- (1) 司書教諭研修への講師の派遣
- (2) 学校図書館の資料選定の援助
- (3) 学校図書館・開放図書館への再利用図書の無償譲渡

5 市全体として子どもの読書を支える取組を進めます

- (1) 「札幌市家庭読書の日(さっぽろっこ家庭読書の日)」の設定
 - 「家庭読書本のリサイクル交換市」など
- (2) 学校と地域書店との連携

7 「札幌市教育課程編成の手引き (移行措置に関する資料)」

各学校が学習指導要領の趣旨を踏まえるとともに、札幌らしい特色ある学校教育の実現に向けた教育 課程編成を行うための手引。

8 「学校図書館サポートシステム」

市民ボランティアによる図書ボランティアやアドバイザーを学校図書館に派遣し、子どもたちの読書活動の促進を図るもの。

【具体的施策】

(7) 読書に親しむ機会の充実

始業前読書などの一斉読書や読み聞かせ・ブックトーク⁹などの読書 活動を充実させるとともに、各種読書行事を実施しています。始業前 一斉読書は特に大きな成果をあげています。

<数値比較>

項目		平成 17 年度	平成 21 年度
始業前一吝読書宝旛窓	小学校	46.0%	98.6%
如果則一片就青天旭空 	中学校	27.0%	79.6%

(イ) 児童生徒の自主的な読書活動の支援

平成 19 年度までは児童生徒の企画による読書行事や図書委員による「図書便り」などを発行してきましたが、平成 20 年度からは、これに加えて、「札幌市子どもの読書活動促進プラン」に基づき、「読書活動リーフレット 10 」の配布や「札幌市家庭読書の日」(さっぽろっこ家庭読書の日)の設定、「家庭読書本のリサイクル交換市」などを実施して大きな広がりを見せています。

(ウ) 特別な教育的支援を必要とする子どもへの読書活動の支援

文字を読んで理解につなげるということだけではなく、触れる・聴く・見るなど、子どもが知覚できる様々な感覚に働きかけることができるよう、布の絵本や録音図書、映像資料等、多様な資料の充実を図っています。

(エ) 学校図書館の活用促進

学校図書館の蔵書については、計画的に整備を行っており、平成20年度からは、ボランティア団体と協力して、「札幌市図書再活用ネットワークセンター」を運営(さっぽろ本の再活用パートナーシップ事業)し、市民からの寄贈図書も受け入れています。

また、学校図書館ボランティア派遣や、学校図書館アドバイザー派 遣により、利用環境の整備も始まりました。

<数値比較>

項目		平成 17 年度	平成 21 年度
学校図書館図書	小学校	1, 868, 313 ∰	2, 183, 250 冊
一(蔵書数)	中学校	798, 773 ∰	1, 023, 826 冊
() 敞音级/	高等学校	214, 546 册	229, 869 册

9 「プックトーク」

子どもや成人の集団を対象に、あらすじや著者紹介などを交えて、本への興味がわくような工夫を凝らしながら本の内容を紹介すること。

10 「読書活動リーフレット」

「札幌市家庭読書の日」の啓発のため作成したお薦めの本の紹介や札幌市の図書館、図書コーナー、イベントなどの情報を掲載したリーフレット。

(オ) 司書教諭をはじめとした教職員に対する研修の充実

平成20年度からは、「札幌市子どもの読書活動促進プラン」に基づき、それまでの学校図書館研修に加えて現職司書教諭研修などを実施しています。

(カ) 公立図書館との連携

図書館職員を講師として、司書教諭をはじめとする教職員の研修や、図書館を利用した様々な学習の実施などにより、公立図書館との連携に努めています。また、図書館での役割を終えた本の再利用を進めるとともに、平成21年度からは、各地区図書館が「家庭読書本のリサイクル交換市」の本の受付け窓口になるなど連携が強化されています。

(キ) 研究機関との連携

学校図書館に求められている課題に対応するため、学校図書館協議会¹¹などの民間団体で研究に携わっている人材を講師として、司書教諭をはじめとする教職員の研修を実施するなど、これらの団体との連携を深めています。

(ク) 寄託図書制度の充実

子どもの学習活動に役立つ図書を1タイトルにつき複数冊揃え、小中学校の共有物として活用する寄託図書制度の充実を図っています。 平成19年度からは寄託図書予約システムにブックレビュー機能¹²を追加したほか、寄託図書をセット(4タイトル 10 冊ずつで1セット)にした貸出も実施し、学校の一斉読書等の取組みを支援しています。

(ケ) 学校図書館支援センター機能に関する調査、研究

学校図書館の活用の手引の作成や、開放図書館の運営のための映像 資料の作成、寄託図書をセットにして学校間を巡回させる巡回寄託図 書の試行、さらには公共図書館の図書を学校向けに配送して団体貸出 をするための実施方法の調査研究を行いました。

その成果は、寄託図書物流ネットワークの充実など(セット図書等) に引き継がれています。

学校図書館の充実、発展を図り、教育の振興に努めることを目的に設置。学校図書館の運営、読書指導・利用指導の研究などの事業を行っている。

図書の概要を閲覧できる機能

^{11 「}学校図書館協議会」

^{12 「}プックレビュー機能」

(コ) 子ども向け優良図書の情報提供

新刊本の中から選定し、各学校に紹介している優良図書を、学校図書館支援センターでも閲覧できるようにしています。また、学校図書館情報センター¹³のホームページ等を通して、学校や家庭への情報提供に努めています。

(サ) 児童生徒の読書に関する実態の把握

3年ごとに実施している「札幌市の児童生徒の実態に関する基礎調査」の調査項目に、読書に関する項目を追加して、児童生徒の読書に関する実態の把握を行うこととし、平成20年度に実施しました。

イ 課題

学校における施策については、平成20年度に策定した「札幌市子どもの読書活動促進プラン」によって計画内容の充実が図られた結果、始業前読書実施率の大幅な上昇など大きな成果をあげていますが、学校図書館図書標準の早期達成や公共図書館との連携の推進などが今後の課題となります。また、学校図書館の環境整備や司書教諭研修等の一層の充実が望まれます。

^{13 「}学校図書館情報センター」

寄託図書の利用申請を取りまとめ、配送等手配をする。北区白楊小学校内に設置。

資料2 国及び北海道の動向(詳細)

1 教育基本法の改正等

平成18年12月に教育基本法が改正され、教育目標に、「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培う」ことが掲げられ、さらに、義務教育として行われる普通教育の目的は、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこと」にあるとされました。教育の実施に関しては、新たに、家庭教育、幼児期の教育、学校・家庭・地域の連携及び協力についての規定が盛り込まれました。

平成19年6月には、新しい教育基本法の理念を受けて、学校教育法が改正され、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が掲げられました。

また、平成 20 年 2 月に中央教育審議会¹⁴がまとめた「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」の答申においては、豊かな人間性を含む総合的な「知」の必要性や子どもたちが、その発達段階に応じて「生きる力」を育むことの大切さなどが提案されています。

2 文字・活字文化振興法の成立

文字・活字文化が、人類の知識・知恵の継承、豊かな人間性の涵養、健全な民主主義の発達に欠くことができないものであることを踏まえ、平成17年7月、文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることを目的として、文字・活字文化振興法が成立しました。

学校教育においては、読む力、書く力及び言語力の涵養に十分配慮するよう規定するとともに、国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、10月27日が「文字・活字文化の日」と定められました。

また、文字・活字文化の振興にあたっては、図書館、教育機関、民間団体などが連携を強化して取り組むべきであるとされています。

3 図書館法の改正

新しい教育基本法や中央教育審議会答申における提言を踏まえ、平成20年6月に図書館法が改正されました。

文部科学大臣の諮問に応じ、教育や学術、文化に関わる政策を審議して提言する機関。

^{14 「}中央教育審議会」

この中では、図書館にその運営状況に関する評価及び改善や情報提供に関する努力義務を課すとともに、図書館奉仕留意事項として、家庭教育の向上に資することが加わり、学習の成果を活用して行う教育活動等の機会提供に努めることなどが新たに規定されています。

4 地方分権の進展

国と地方の役割分担を明確にし、地方公共団体が自主性・自立性を高めることにより、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進し、また、それにより個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目指して、平成18年12月に地方分権改革推進法が成立しました。

また、子どもの読書活動の推進に関する法律第4条には、「地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されており、各地方公共団体においては、従前にも増して自らの判断と責任の下、こうした責務を十分認識して、子どもの読書活動の推進に取り組むことが求められます。

5 国の計画(子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画)

国は、平成20年3月、第2次の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。第1次基本計画期間(平成14年から概ね5年間)において取組が進んだものとしては、公立図書館と連携する学校の増加、司書教諭の配置の促進、学校におけるボランティアとの連携の促進などがあげられ、成果として、「不読率の減少」、「公立図書館における児童書貸出冊数の増加」、「全校一斉の読書活動を行う学校の増加」があげられています。

一方、課題としては、高学年となるに従って進む読書離れや、学校図書館 図書標準の不十分な達成状況、子どもたちの読解力が諸外国と比較して低下 傾向にあることなどがあげられ、読書の必要性とともに、読書後に自分の思 いや考えを話したり書いたりする取組の重要性が指摘されています。

6 北海道の計画(北海道子どもの読書活動推進計画)

北海道においても、平成20年3月、新たな「北海道子どもの読書活動推進計画」(次代を担う子どもの心をはぐくむ北の読書プラン)を策定しました。新計画では、第1次計画(平成15年11月策定)の根幹である基本理念(「北海道のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にその環境整備を図る」)は第2次計画に継承し、また、第1次計画における取組の成果と課題を踏まえて、新たに目標指標を設定するなど、北海道の子どもたちの読書活動の充実に向けたプランとなっています。

資料3 読書についてのアンケート結果

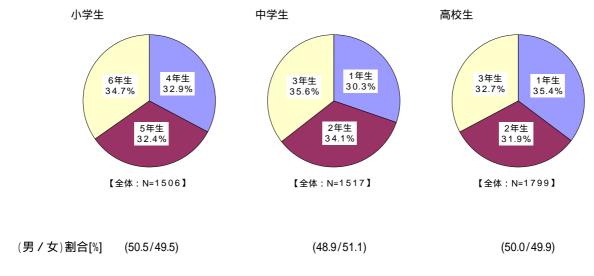
※「読書についてのアンケート結果報告書」(平成21年10月札幌市)より抜粋

調査対象者

区分	対象者数 (校数)	有効回収数	有効回収率
①市立小学校の児童(4年生・5年生・6年生)	1,571人(10校)	1, 506	95.9%
②市立中学校の生徒(全学年)	1,783人(16校)	1, 517	85. 1%
③市立高等学校の生徒(全学年)	1,914人 (2校)	1, 799	94.0%
④市立保育園・幼稚園の園児の保護者(一般市民)	1,689人(18園)	920	34. 2%
⑤住民基本台帳から無作為抽出した一般市民	1,000人	920	34. 4/0
総数	7, 957人	5, 742	72. 2%

A. 小学生・中学生・高校生調査

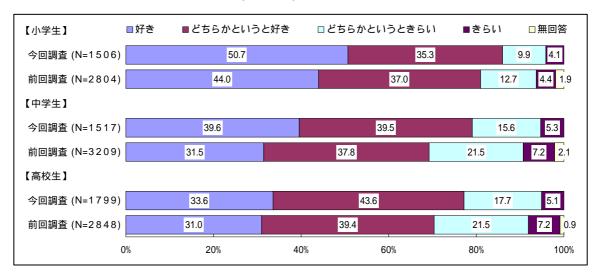
回答者のプロフィール



1 読書の好き嫌いなどについて

○ 読書の好き嫌いについて

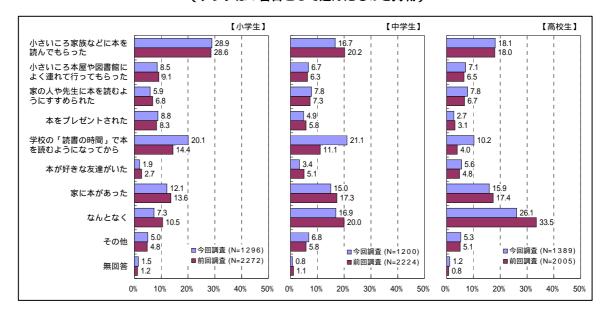
問 あなたは読書が好きですか。(単数回答)



〇 読書が好きになった理由

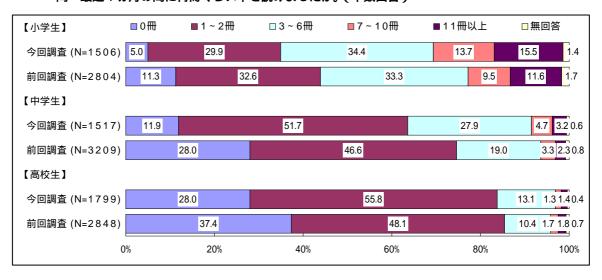
問 なぜ本を読むことが好きになったか、当てはまると思う順に2つまで選んでください。 (各単数回答)

(グラフは1番目として選んだものを掲載)



〇 最近1ヵ月の読書量

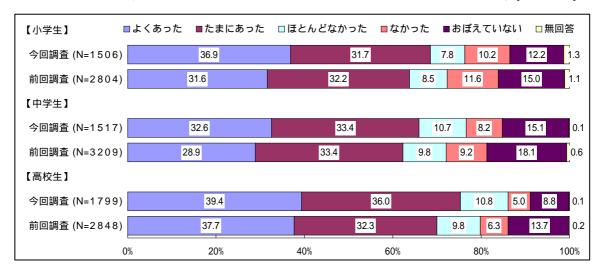
問 最近1ヵ月の間に何冊くらい本を読みましたか。(単数回答)



2 小さい頃の体験について

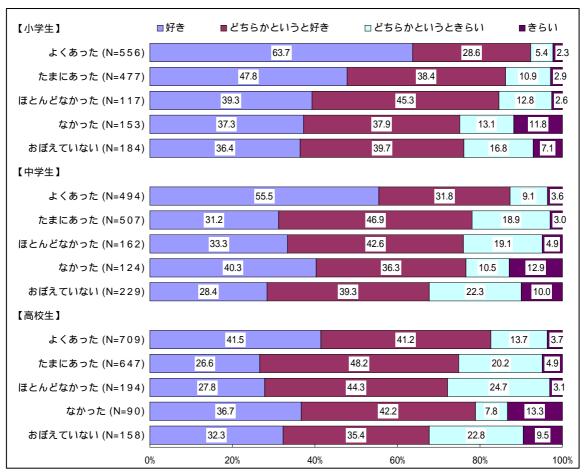
〇 読み聞かせを受けた体験

問 小さい頃、家族や近所のおとなの人に本を読んでもらったことがありましたか。(単数回答)



○ 読書の好き嫌いとの関係

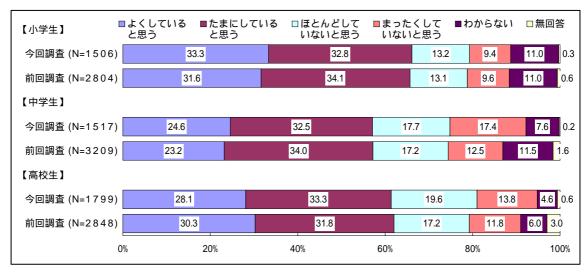
【読書の好き嫌いとの関係】



3 家での読書などについて

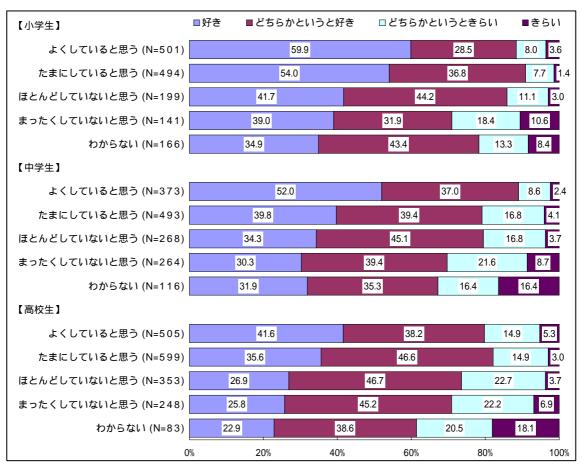
〇 家族の読書状況

問 あなたの家族は、よく読書をしていると思いますか。(単数回答)



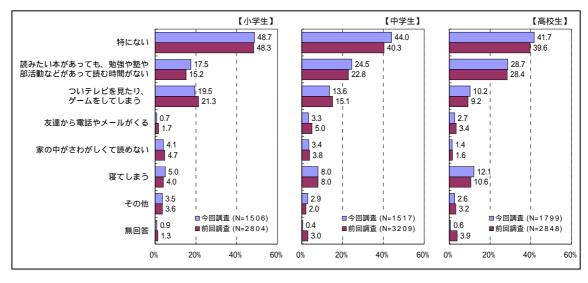
○ 読書の好き嫌いとの関係

【読書の好き嫌いとの関係】



〇 家で読書をしたいと思うときに困ること

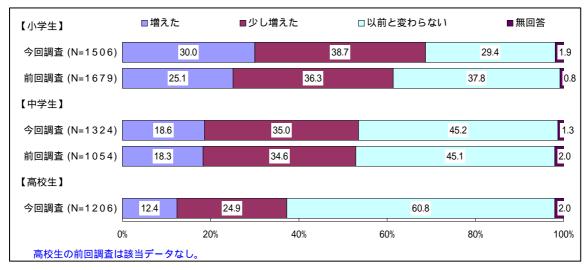
問 家で読書をしたいと思うときに、何か困ることがありますか。(単数回答)



4 学校での読書について

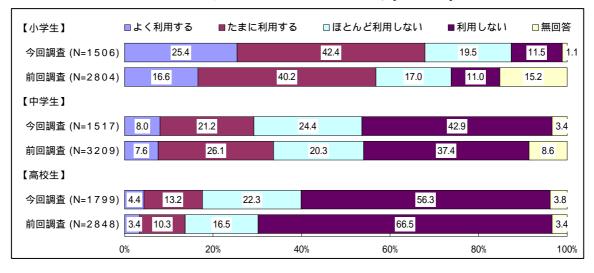
○「読書の時間」の効果

問 「読書の時間」がきっかけとなって、家などでも本を読むことが増えましたか。(単数回答)



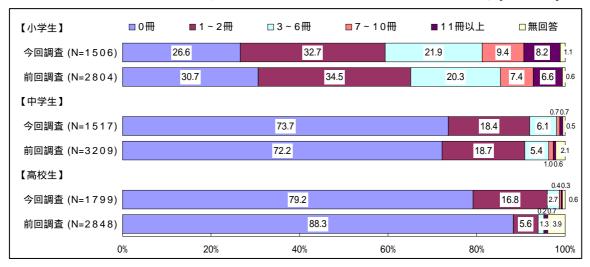
〇 学校の図書館の利用状況

問 あなたは学校の図書館を、授業以外でよく利用しますか。(単数回答)



〇 1ヵ月に借りる本の量

問 あなたは学校の図書館で、1ヵ月に平均するとどれくらいの本を借りますか。(単数回答)



5 公共の図書館の利用状況

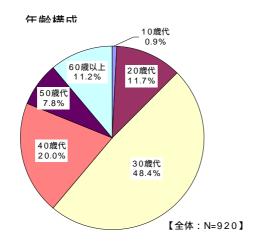
〇 公共の図書館の利用頻度

問 あなたは、公共の図書館をどのくらい利用していますか。(単数回答)



B.一般市民調査

回答者のプロフィール

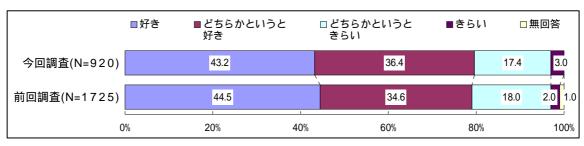




1 読書の好き嫌いなどについて

○ 読書の好き嫌いについて

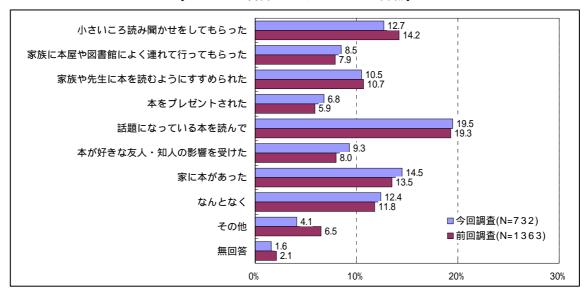
問 あなたは読書が好きですか。(単数回答)



〇 読書が好きになった理由

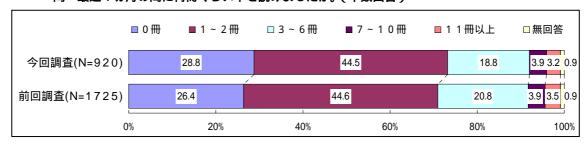
問 なぜ本を読むことが好きになったか、あてはまると思う順に2つまで選んでください。 (各単数回答)

(グラフは1番目として選んだものを掲載)



〇 1ヵ月の読書量

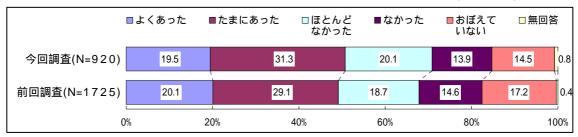
問 最近1ヵ月の間に何冊くらい本を読みましたか。(単数回答)



2 小さい頃の体験について

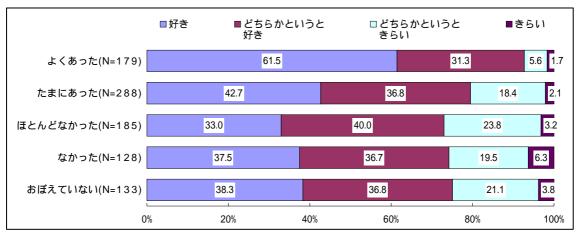
〇 読み聞かせを受けた体験

問 あなたは、小さい頃、家族に本を読んでもらったことがありましたか。(単数回答)



○ 読書の好き嫌いとの関係

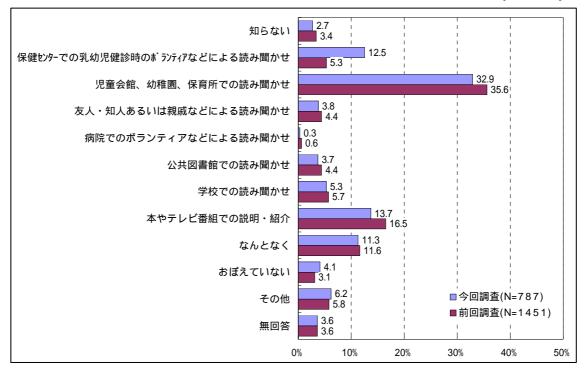
【読書の好き嫌いとの関係】



3 子どもへの読み聞かせなどについて(子どもがいる人のみ)

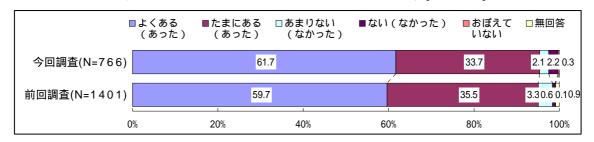
○ 読み聞かせを知ったきっかけ

問 あなたが、子どもへの「読み聞かせ」を具体的に知ったきっかけはなんですか。(単数回答)



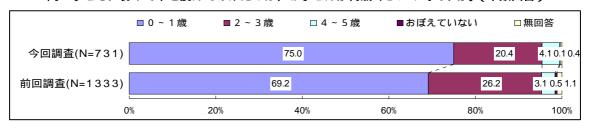
○ 自分の子どもに読み聞かせをした経験

問 あなたは、自分の子どもに本を読んであげた経験はありますか。(単数回答)



〇 子どもに初めて本を読んであげた時期

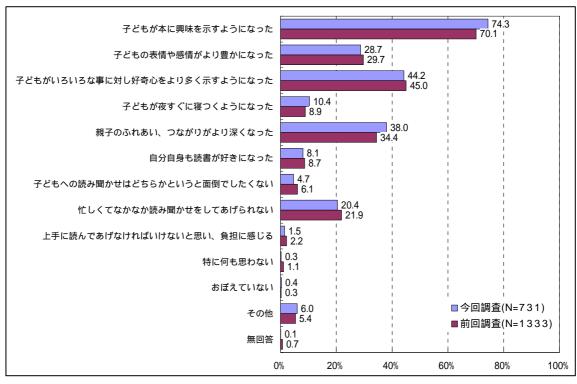
問 子どもに初めて本を読んであげたのは、お子さんが何歳くらいの時ですか。(単数回答)



「6歳以上」は前回、今回とも回答がなかった。

〇 読み聞かせをして感じたこと

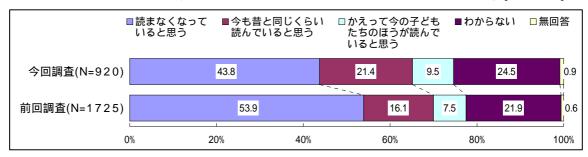
問 子どもへの「読み聞かせ」をしてみて、どのように感じましたか。あてはまると思うものを 3つまで選んでください。(複数回答)



4 子どもの読書活動について

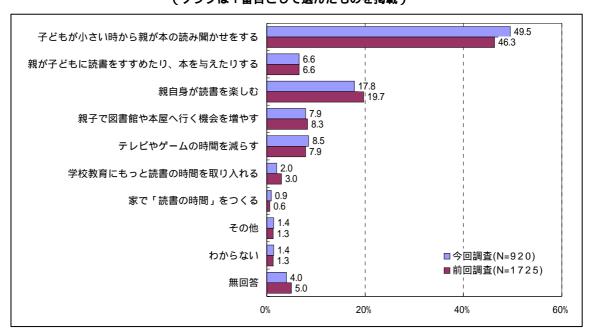
○ 最近の子どもの「読書ばなれ」について

問 あなたは昔に比べて、今の子どもたちが本を読まなくなっていると思いますか。(単数回答)



〇 子どもがもっと本を読むようになるために

問 あなたは、どうすれば子どもたちがもっと本を読むようになると思いますか。あてはまると思う順に3つまで選び、回答欄に番号を記入してください。(各単数回答) (グラフは1番目として選んだものを掲載)



資料4 第2次札幌市子どもの読書活動推進計画取組例

施策	事業番号	新規	取組項目	所管部	頁
宏	1	☆	家庭読書の普及・啓発	教) 生涯学習部	8
家庭	2		図書館子ども向けホームページによる情報発信	教)中央図書館	9
	1		絵本とふれあう機会の充実 ~さっぽろ親子絵本ふれあい事業	子)子育て支援部	9
	2		子育てサロンや保育所開放における読書活動	子)子育て支援部	10
	3		児童会館における読書活動	子)子ども育成部	10
地 域	4		読み聞かせボランティアの研修	保)総務部	10
	5		学校図書館の地域開放の促進	教) 生涯学習部	10
	6		絵本基金「子ども未来文庫」	子)子育て支援部	11
	7		児童会館等での学習図書の充実	子)子ども育成部	11
	1-1		子ども向け行事の充実	教)中央図書館	12
	1-2	$\stackrel{\wedge}{\simeq}$	図書館デビュー	教)中央図書館	13
	1-3	$\stackrel{\wedge}{\simeq}$	さっぽろっこ絵本づくり	教)中央図書館	13
	2-1		中学生・高校生向けサービスの充実	教)中央図書館	13
	2-2	☆	さっぽろっこ出版体験	教)中央図書館	13
	3-1		ボランティア団体との連携	教)中央図書館	13
	3-2	☆	さっぽろ親子絵本ふれあい支援講座	教)中央図書館	13
	4-1		学校との連携	教)中央図書館	13
図 書 館	4-2	$\stackrel{\wedge}{\simeq}$	図書資源のネットワーク化による有効活用	教)生涯学習部・学校教育部・中央図書館	14
館	5		児童図書の充実と職員の資質の向上	教)中央図書館	14
	6		図書館情報の発信	教)中央図書館	14
	7		障がいのある子どもたちへのより充実した対応	教)中央図書館	14
	8		外国語図書の収集	教)中央図書館	15
	9		他の公立図書館との連携	教)中央図書館	15
	10		再利用図書の無償譲渡	教)中央図書館	15
	11	$\stackrel{\wedge}{\simeq}$	大学・研究機関との連携	教)中央図書館	15
	12	$\stackrel{\wedge}{\simeq}$	文字・活字文化の担い手との連携	教)中央図書館	15
	1		絵本の読み聞かせの充実	子)子育て支援部・教)学校教育部	16
幼稚	2		おすすめ絵本の紹介や貸出の充実	子)子育て支援部・教)学校教育部	16
袁	3		保護者向け講座・講習会の開催	子)子育て支援部・教)学校教育部	16
保 育 所	4		教員や保育士の資質の向上	子)子育て支援部・教)学校教育部	16
所	5	☆	幼児用絵本の共同利用の検討	教) 生涯学習部	17

施策	事業番号	新規	取組項目	所管部	頁
	1		読書に親しむ機会の充実	教) 学校教育部	17
	2		児童生徒の自主的な読書活動の支援 〜学校図書館アドバイザーの派遣	教) 学校教育部	18
	3		特別な教育的支援を必要とする子どもへの読書活動の支援	教) 学校教育部	18
	4-1		学校図書館図書標準の達成	教) 生涯学習部	18
	4-2		さっぽろ本の再活用パートナーシップ事業	教)生涯学習部	18
	4-3		学校図書館アドバイザーの派遣(再掲)	教)学校教育部	18
	4-4		学校図書館ボランティアの派遣	教) 学校教育部	18
学	5		司書教諭をはじめとした教職員に対する研修の充実	教)学校教育部	18
学 校	6-1		公立図書館との連携	教)学校教育部	18
	6-2	$\stackrel{\wedge}{\boxtimes}$	図書館モデル公開授業	教)学校教育部	19
	7		研究機関等との連携	教)学校教育部	19
-	8		寄託図書制度の充実	教) 生涯学習部	19
-	9		子ども向け優良図書の情報提供	教) 学校教育部	19
-	10		児童生徒の読書に関する実態の把握	教) 学校教育部	19
-	11	$\stackrel{\wedge}{\bowtie}$	図書資源のネットワーク化による有効活用(再掲)	教) 生涯学習部・学校教育部・中央図書館	19
	12		地域書店との連携	教) 学校教育部	19
	1	$\stackrel{\wedge}{\simeq}$	さっぽろ家庭読書フェスティバル(再掲)	教) 生涯学習部	20
	2	$\stackrel{\wedge}{\boxtimes}$	図書館デビュー (再掲)	教)中央図書館	20
	3	☆	さっぽろっこ絵本づくり (再掲)	教)中央図書館	20
社	4	$\stackrel{\wedge}{\simeq}$	さっぽろっこ出版体験 (再掲)	教)中央図書館	20
会全	5	$\stackrel{\wedge}{\simeq}$	さっぽろ親子絵本ふれあい支援講座(再掲)	教)中央図書館	20
社会全体での取	6	以	図書資源のネットワーク化による有効活用(再掲)	教)生涯学習部・学校教育部・中央図書館	20
の取	7		学校図書館アドバイザー・学校図書館ボランティアの派遣等(再掲)	教)学校教育部	20
組	8	☆	図書館モデル公開授業(再掲)	教) 学校教育部	20
関係	9	☆	(仮称)札幌市子どもの読書活動推進会議の設置	教)中央図書館	21
機問	10	☆	障がいのある子どもたちへのより充実した対応の研究	教)中央図書館	21
اح	11		図書館と学校の連携(再掲)	教) 学校教育部・中央図書館	21
関係機関との連携	12		図書館と他の公立図書館との連携(再掲)	教)中央図書館	21
汚	13	☆	図書館と大学・研究機関との連携(再掲)	教)中央図書館	21
-	14		学校と研究機関等との連携(再掲)	教)学校教育部	21
	15	☆	文字・活字文化の担い手との連携(再掲)	教)中央図書館	21
広報 啓発	1	☆	家庭読書の普及・啓発(再掲)	教) 生涯学習部	22
	2		子ども向け行事の充実(再掲)	教)中央図書館	22
効 果 的	3		図書館情報の発信(再掲)	教) 中央図書館	22
※的な!	4		子ども向け優良図書の情報提供(再掲)	 教) 学校教育部	22
効率的な計画の推進	5		札幌市子どもの読書活動推進連絡会(再掲)	教)中央図書館	22

資料 5 第 2 次札幌市子どもの読書活動推進計画策定経過

日 程	札幌市の動き	市民・関係団体からの意見聴取
平成21年2月26日	第1回札幌市子どもの読書活動推進連絡会 (以下「連絡会」)	
平成21年3月17日	第1回連絡会ワーキング	
平成21年6月25日	第1回連絡会拡大幹事会	
平成21年7月 ~9月		子どもの読書についてのアンケート調査
平成21年8月29日		さっぽろ子ども読書フォーラム
平成21年9月13日		子どもの読書を考える市民会議 プログラム1 (子どもチーム)
平成21年10月18日		子どもの読書を考える市民会議 プログラム2 (子どもチーム)
平成21年11月6日	第2回連絡会ワーキング	
平成21年11月10日		第1回子どもの読書を考える市民会議 (大人チーム)
平成21年11月15日		子どもの読書を考える市民会議 プログラム3 (子どもチーム)
平成21年12月13日		子どもの読書を考える市民会議 プログラム4 (子どもチーム)
平成22年1月19日		第2回子どもの読書を考える市民会議 (大人チーム)
平成22年1月30日		読み聞かせボランティアとの懇談会
平成22年2月10日		第3回子どもの読書を考える市民会議 (大人チーム)
平成22年3月4日	第2回連絡会幹事会・第3回連絡会 ワーキング合同会議	
平成22年3月9日		第4回子どもの読書を考える市民会議 (大人チーム)
平成22年3月18日	第2回連絡会	
平成22年5月26日	企画調整会議幹事会 (部長会議)	
平成22年6月4日	企画調整会議 (局長会議)	
平成22年6月14日	市長副市長会議	
平成22年7月5日~ 平成22年8月4日		計画案の公表・市民意見募集
平成22年8月19日	教育委員会会議	
平成22年8月27日		札幌市議会文教委員会
平成22年9月22日	教育委員会会議	

資料6 札幌市子どもの読書を考える市民会議(大人チーム)

札幌市では、第2次札幌市子どもの読書活動推進計画に広く市民の声を反映させるために「子どもの読書を考える市民会議」を設けました。この会議は、公募市民や学識経験者、関係団体の代表などによる「大人チーム」と、小中学生や高校生による「子どもチーム」があり、それぞれの立場から子どもの読書活動推進について意見をいただきました。

〔大人チーム〕

【委員名簿】(敬称略)

委員長	たけい あきや 武井 昭也	札幌国際大学教授
副委員長	さとう しんいち 佐藤 愼 一	札幌市学校図書館協議会会長
委員	なかはし のりこ 中橋 理子	札幌市学校図書館地域開放協議会事務局長
委員	ひらの みわこ 平野 美和子	札幌おはなしの会代表
委員	まるやま えみこ丸 山 恵美子	絵本読み聞かせの会「すてっぷ」代表
委員	しおや ゆみこ 塩谷 裕美子	北海道国公立幼稚園教育研究会会長
委員	なかい れい	絵本作家
委員	くぼ まき 久保 麻紀	公募市民
委員	^{すずき} あっこ 鈴木 亜津子	公募市民
委員	まっやま ひろみ 松 山 広美	公募市民

【開催状況】

E IS IS I DE DE COL		
区分	開催日	協議内容
第1回	平成 21 年 11 月 10 日	・計画についての概要説明
第2回	平成 22 年 1 月 19 日	・子どもの読書活動推進に関する事業に
		ついて
第3回	平成 22 年 2 月 10 日	・子どもの読書活動推進に関する事業に
		ついて
第4回	平成 22 年 3 月 9 日	・障がい者を招いての懇談会「図書館と
		ユニバーサルデザイン~視覚障がい者の
		視点から」
		・第2次計画の素案について

資料7 札幌市子どもの読書を考える市民会議(子どもチーム)

[子どもチーム]

「子どもチーム」は、7月にメンバーを募集し、抽選で決定した25人が4つのプログラムに参加しました。

メンバーの内訳は、小学生17人、中学生7人、高校生1人(男子7人、女子18人)です。

【活動経過】

Oプログラム 1

「おばけのマ〜ルのお話をつくろう。」 9月13日(日) 13:00~16:00

講師 なかい れいさん (絵本作家・イラストレーター)

内 容 「おばけのマ〜ル」が中央図書館にやってきた!なぜやってきたの?何がは じまる?自分でマ〜ルの物語を考え、絵本作りを体験しました。

〇プログラム2

「読み聞かせにチャレンジしよう!」 10月18日(日) 13:00~16:00

講 師 ヨミガタリスト まっつさん (読み語りパフォーマー)

内 容 いつもの聞く側から、話す側にチャレンジ! どんなふうに読むとみんなの 心に届くのかを講師に教わりながら、グループで発表しあいました。

Oプログラム3

「大人に読んでほしい本を考えよう。」 11月15日(日) 13:00~16:00

講 師 久住 邦晴さん (くすみ書房店主)

内容「本を読みなさい」と、いつも言われてばかりじゃつまらない。「いまの大人に読んでほしい本」を選んで、自作のPOPとともに発表しました。

〇プログラム4

「本と仲良くなる方法を考えよう。」 12月13日(日) 13:00~16:00

内 容 プログラム1~3で学んだことをヒントに、みんなの経験も含めて、本と 仲良くなって、みんなが本を読むようになるにはどうすればいいかを考え て発表しあいました。

資料8 関係法令等

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに 国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推 進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する 施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資すること を目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の青務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の 習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に 実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化そ の他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該 都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下 「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければな らない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画 が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読 書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活 動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子ども読書活動の推進に関す る施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策 定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めると ともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日 を設ける。
- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子供の読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

札幌市子どもの読書を考える市民会議(大人チーム)設置要綱

平成21年7月1日 教育長決裁

(設置及び目的)

第1条 第2次札幌市子どもの読書活動推進計画の策定にあたり、広く市民の 意見を得て、札幌市にふさわしい子どもの読書活動のあり方について検討し ていくことを目的に「札幌市子どもの読書を考える市民会議(大人チーム)」 (以下「市民会議」という。)を設置する。

(役割)

第2条 市民会議は、第二次札幌市子どもの読書活動推進計画策定にあたり、 意見をのべるものとする。

(組織)

- 第3条 市民会議は、委員10名以内をもって組織する。
- 2 委員は、学識経験のある者、子どもの読書活動に関する民間団体、市の公募に応じた市民その他教育長が適当と認めるもののうちから教育長が委嘱する。
- 3 委員の公募については、別途定める公募要領に基づき行う。 (委嘱期間)
- 第4条 委員の委嘱期間は平成21年9月から平成22年3月末とする。
- 2 ただし、第2次札幌市子どもの読書活動推進計画策定への意見を取りまとめたときをもって、委嘱を解かれたものとみなす。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 市民会議に委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選によりこれ を定める。
- 2 委員長は、市民会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理 する。

(会議)

- 第6条 会議は委員長が招集する。
- 2 委員長は会議の議長となる。
- 3 市民会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 (庶務)
- 第7条 市民会議の庶務は、教育委員会中央図書館管理課(調整担当)において行う。

(その他)

第8条 上記に定めるもののほか、市民会議の運営に必要な事項は、委員長が定める。

付則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

札幌市子どもの読書活動推進連絡会等設置要領

平成 17 年 12 月 19 日制定 最近改正 平成 21 年 2 月 27 日改正

- 1 札幌市子どもの読書活動推進連絡会
 - (1) 設置の目的

「札幌市子どもの読書活動推進計画」の効果的な推進のため「札幌市子どもの読書活動推進連絡会」(以下「連絡会」という。)を設置する。

(2) 所管事項

ア 子どもの読書活動推進に係る情報交換

- イ 関係部局、関係団体等との相互連携、相互協力に係る体制づくり
- ウ 「札幌市子ども読書活動推計画」(案)の策定に関すること
- (3) 構成

連絡会は、関係部局及び関係市民団体をもって構成する。なお、連絡会の委員は、教育長が委嘱する関係市民団体の市民及び教育長が委嘱または指名する関係部局の職員とする。

(4) 委員の任期

連絡会の委員の任期は、平成21年(2009年)度末までとする。 なお、連絡会の委員に異動等があった場合は、後任の代表者または職員が引き継ぐものとする。

- (5) 幹事会、ワーキンググループの設置 連絡会の下に幹事会、ワーキンググループを置く。
- 2 札幌市子どもの読書活動推進連絡会幹事会及びワーキンググループ
 - (1) 設置の目的

連絡会に関する事務を処理するため、札幌市子どもの読書活動推進連絡 会幹事会(以下「幹事会」という。)及びワーキンググループを置く。

(2) 構成

幹事会は、連絡会の委員である関係部局職員が所属する部局の課長職で構成する。ワーキンググループのメンバー(以下「ワーキングメンバー」という。)は、連絡会の委員である関係部局職員が所属する部局の係長職で構成する。

なお、幹事又はワーキングメンバーに異動等があった場合は、後任の職員が引き継ぐものとする。

3 事務局

連絡会及び幹事会等の事務局は、中央図書館管理課に置く。

4 その他

上記に定めるもののほか、連絡会等の運営に必要な事項は、連絡会に諮ってこれを定める。

第2次札幌市子どもの読書活動推進計画 平成22年(2010年)9月

札幌市教育委員会中央図書館管理課 〒064-8516 札幌市中央区南 22 条西 13 丁目

TEL: 011-512-7330 FAX: 011-512-7110 ホームページ: http://www.city.sapporo.jp/tosyokan/

